

閣甲第四三二

大正十三年

十一月十一日

十一月十一日

別紙 止書院總裁報告

止書院移管事務概況ニ関スル件

右供臨見

通知案

昭和十三年十一月一日（十月廿日付）

内閣書記官長

軍需大臣宛

五

貴省新設ニ付従前企畫院ニ於テ所掌セル事務
中貴省所管トシテ引續キ作業繼續ヲ要スル
ハ通

各州

技術院、技術院、技術院
ニ通

若部局

昭和十八年十月三十一日

企畫院總裁 心得 安倍 源 基

内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

企畫院移管事務概況報告ニ關スル件

今般廢止決定相成候企畫院ノ移管事務概況ニ關シ別冊ノ通報告ニ
及ビ候

追而別冊添附ノ軍需省移管分ニ付テハ可然御取計相煩度依頼ニ
及ビ候

尙内務省移管分ニ付テハ別紙寫ノ通直接通知致直候條爲茲申添候

貴省新設ニ付従前企畫院ニ於テ所掌セル事務
中貴省所管トシテ引續キ作業繼續ヲ要スル
重要懸案事項乃至其ノ處理經過別紙ノ通
ニ付命ニ依リ送付ニ及ビ候

内閣移管ノ旨同文ヲ以テ主官郵局
ニ送付ノコト

昭和十八年十月三十一日

企畫院總裁 心得 安倍 源 基

内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

企畫院移管事務概況報告ニ關スル件

今般廢止決定相成候企畫院ノ移管事務概況ニ關シ別冊ノ通報告ニ
及ビ候

追而別冊添附ノ軍需省移管分ニ付テハ可然御取計相煩度依頼ニ
及ビ候

尙内務省移管分ニ付テハ別紙寫ノ通直接通知致直候條爲意申添候

昭和十八年十月二十八日現在

企畫院移管事務概況説明書（全）

企
畫
院

企 畫 綱 要

企 畫 綱 要 普 華 書 局 印 行 (全)

昭和十八年十月二十八日 財 務 省

(備 考)

本説明書ニ於テハ、本院所管事務中常務的事項ハ都合ニ依リ之ヲ省略
シ、専ラ企畫院廢止後引繼官廳ニ於テ作業繼續ヲ要スル重要懸案事項
乃至其ノ處理經過及實績ノミヲ輯録シタリ。

以至其ノ顯赫盛歟又實難ノシマ難驗ニスリ。
 心ノ專ニ企畫鋼鐵土鎔巨額官銀ニ充テ并業海軍ヲ興スル重要國家事業
 本誌即書ニ列テハ本國海軍中當海軍軍令ハ海合ニ對リ文ニ當細
 (附 誌)

目 次

- 甲 各種動員計畫並ニ生産擴充計畫事務概況(軍需移管)
- (1) 物資動員計畫
 - (一) 昭和十八年度實施狀況
 - (二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況
 - (2) 生産擴充計畫
 - (一) 昭和十九年度生産擴充計畫
 - (二) 昭和十八年度下期生産擴充計畫ノ改訂
 - (3) 鐵鋼關係
 - (一) 生産計畫
 - (二) 配當計畫
 - (三) 生産力擴充計畫
 - (四) 限定品種

(五) 特殊鋼

(六) 懸案事項

(4) 輕金屬關係

(一) 昭和十八年度計畫實施狀況

(1) 生産關係

(1) 配當關係

(二) 昭和十九年度計畫策定進捗概要

(三) 懸案事項

(5) 電力動員計畫

(一) 昭和十九年度電力動員計畫

(二) 昭和十九年度電力擴充計畫

(三) 昭和十八年度下期電力配當計畫ノ修正

(6) 交通動員計畫

(一) 昭和十九年度交通動員計畫ニ關スル件

(二) 昭和十八年度上半期輸送実績

(1) 昭和十八年度上半期鐵道貨物輸送実績

(1) 昭和十八年度第一、第二四半期〇船積物動物資輸送実績

(1) 全上物動計畫對比表

(1) 全上全輸送量ニ對スル物資別比率

(7) 右ニ計畫ニ關聯スル重要懸案事項

(一) 戰時電力動員體制確立ニ關スル件 ()

(二) 船腹增徴ニ伴フ非常對策ニ關スル件

(三) 海洋筏ノ普及徹底ニ關スル件

(四) 港灣荷役機械ノ轉用ニ關スル件

(五) 木船用追加資材配當ニ關スル件

(六) 航空輸送力擴充ニ關スル件

(8) 國民動員計畫

(一) 昭和十八年度國民動員計畫上半期ニ於ケル實施狀況

- (二) 昭和十九年度國民動員計畫ノ策定進捗狀況ノ概要
- (三) 主要懸案事項
 - (1) 昭和十八年度國民動員計畫改訂ノ件
 - (2) 戦力増強國民動員非常對策ニ關スル件
 - (3) 朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件
 - (4) 華人勞務者内地移入ノ促進ニ關スル件
- (9) 國家資金計畫
 - (一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況
 - (二) 昭和十九年度計畫策定進捗狀況
- (10) 交易計畫
 - (一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況
 - (二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況
- (11) 生活必需物資動員計畫
 - (一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

- (二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況
- (12) 醫藥品等需給計畫
 - (一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況
 - (二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況
- (13) 右ニ計畫ニ關聯スル重要懸案事項
 - (一) 昭和十八年度下半期交易價格調整實施計畫策定ニ關スル件
 - (二) 昭和十九年度交易價格調整計畫策定ニ關スル件
 - (三) 日滿支食糧交流ニ關スル件
 - (四) 昭和十九年度ニ於ケル滿洲大豆粕輸入ニ關スル件
 - (五) 作付轉換計畫ニ關スル件
 - (六) 硫安工場ヲメタノール工場へ轉換スルノ件
 - (七) 農機具ノ計畫生産ニ關スル件
 - (八) 生糸及繭短纖維取得區分ニ關スル件
 - (九) 木材生産増強方策ニ關スル件

食

- (十) カゼイン増産ニ關スル件
 - (九) タンニン材料非常増産對策ニ關スル件
 - (八) ヒマ種子及纖維獻納運動ニ關スル件
 - (七) グリセリン増産運動ニ關スル件
 - (六) 國民戰時生活最低ニ關スル調整方策
- 前項以外ノ所管事務概況
- (1) 企業整備關係事務（軍需省移管分）
 - (一) 戦力増強企業整備事務進捗狀況
 - (二) 航空機工業ノ生産性昂揚ニ關スル整備要綱（第二種工業部門協議會決定案）
 - (2) 國家總動員法關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内閣移管分）
 - (一) 臺灣水産統制令中改正ノ件
 - (3) 國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内務省移管分）
 - (一) 農工調和ニ關スル件

- (二) 國土計畫法制定ニ關スル件
- (三) 中央計畫設定ニ關スル件
- (四) 特ニ注意ヲ要スル事項

甲 各種動員計畫並ニ生産擴充計畫事務概況

(軍需省移管分)

付箋1

昭和十九年下期物資動員計画調整の件十月二十九日内閣議
可相成タリ

付箋2

昭和十九年度物資動員計画大綱の件十月二十九日内閣議
可相成タリ

(1) 物資動員計畫

(一) 昭和十八年度實施狀況

四月下旬閣議決定シ實施ニ移リタル後、六月及十月ニ於テ作戰上ノ要求ニ基キ船腹ノ微備アツテ計畫ノ改訂ヲ餘儀ナクセラレタル爲、一部物資ノ供給力ヲ減少セル陸運轉換、機帆船動員ノ增強等ノ方策ヲ講ジ戰力增強上緊要ナル物資ニ付テハ微備ノ影響ヲ最少限ニ阻止スルニ努メタリ。

上期ニ於ケル供給力ノ實績ハ一般ニ良好ニシテ鐵鋼ノ如キハ計畫以上ノ増産ヲ示セリ。

下期實施計畫ニ就テハ第二次船舶微備ト十九年度戰力增強目標達成ノ爲ノ緊急措置實施ノ爲相當ノ調整ヲ必要トシ關係廳ト協議中ナリ。

(二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

九月航空戰力ノ飛躍的增強ヲ核心トスル國家動員諸計畫ノ策定方

付箋2

付箋1

針閣定セラレ、本方針ニ基キ策定事務ヲ進捗セシメアリ。概況左ノ如シ

一、九月物動計畫ノ基幹タル日滿支間物資交流計畫ヲ現地物動主任者ヲモ參劃セシメテ概定ス

二、次イテ物動計畫大綱中輸送計畫並ニ之ニ基ク供給力計畫案ヲ策定セリ

三、前項計畫ノ規模ハ輸送力ノ規模ニ制セラレ鐵鋼四〇〇万噸アルミニウム一八万噸程度ノ案ナリシモ十九年度戦力増強ニ關スル軍側ノ要望ニ基キ輸送力増強非常對策ヲ講ズルト共ニ供給力ヲ増大スルニ決セリ

十月ニ入り主要戦力目標並ニ之カ確保方策ノ大綱ニ關シ閣下行ハレ目下右方針ニ基キ策案中ニシテ十月中ニ成案ヲ得ル見込ナリ

(1) 物資動員計畫

(一) 昭和十八年度實施狀況

四月下旬閣議決定シ實施ニ移リタル後、六月及十月ニ於テ作戰上ノ要求ニ基キ船腹ノ徵備アツテ計畫ノ改訂ヲ餘儀ナクセラレタル爲、一部物資ノ供給力ヲ減少セル陸運轉換、機帆船動員ノ増強等ノ方策ヲ講ジ戦力増強上緊要ナル物資ニ付テハ徵備ノ影響ヲ最少限ニ阻止スルニ努メタリ。

上期ニ於ケル供給力ノ實績ハ一般ニ良好ニシテ鐵鋼ノ如キハ計畫以上ノ増産ヲ示セリ。

下期實施計畫ニ就テハ第二次船舶徵備ト十九年度戦力増強目標達成ノ爲ノ緊急措置實施ノ爲相當ノ調整ヲ必要トシ關係總ト協議中ナリ。

(二) 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

九月航空戦力ノ飛躍的増強ヲ核心トスル國家動員諸計畫ノ策定方

針閣定セラレ、本方針ニ基キ策定事務ヲ進捗セシメアリ。概況左ノ如シ

一、九月物動計畫ノ基幹タル日滿支間物資交流計畫ヲ現地物動主任者ヲモ參劃セシメテ概定ス

二、次イテ物動計畫大綱中輸送計畫竝ニ之ニ基ク供給力計畫案ヲ策定セリ

三、前項計畫ノ規模ハ輸送力ノ規模ニ制セラレ鐵道四〇〇万噸アルミニウム一八万噸程度ノ案ナリシモ十九年度戦力増強ニ關スル軍側ノ要望ニ基キ輸送力増強非常對策ヲ講ズルト共ニ供給力ヲ増大スルニ決セリ

十月ニ入り主要戦力目標竝ニ之カ確保方策ノ大綱ニ關シ閣定行ハレ目下右方針ニ基キ策案中ニシテ十月中ニ成案ヲ得ル見込ナリ

(2) 生産擴充計畫

(一) 昭和十九年度生産擴充計畫

本計畫中去ル九月二十三日閣議決定ニ係ル生産目標達成ノ爲不取敢十八年度ニ於テ緊急措置ヲ要スベキ事項ニ付テハ十月中兵ノ處理ヲ了スル見込ナルモ本計畫ノ本格的策定ハ十九年度物動配當計畫ノ軍需省引續ニ伴ヒ之ヲ軍需省ニ引續グコトナレリ
尙本計畫策定ニ必要ナル概案及十八年度計畫資材不均衡狀況調査ハ既ニ各廳ヨリ提出ヲ了シアリ本要求書ニ付テモ近ク各廳ヨリ提出ノ見込ナリ

(二) 昭和十八年度下期生産擴充計畫ノ改訂

前記緊急措置ニ伴ヒ十八年度既定計畫ニ付改訂ヲ要スル見込ナルモ資材壓縮ノ程度未確定(十月末確定ノ見込)ノ爲軍需省ニ之ヲ引續グコトナレリ仍テ同省ニ於テ至急處置ヲ要スベシ

(3)

鐵鋼關係

(一) 生産計畫

鐵礦石及石炭ノ配船多少ズレアリタルモ上期ニ於ケル入荷ハ概シテ順調ニシテ夏期減産對策亦效ヲ奏シ上期貫續ハ良好ナリ
十九年度鐵鋼生産計畫ハ八月下旬鐵鋼關係物資海上輸送力ノ提示アリテ第一次案ヲ作成セルモ九月二十三日閣議決定ヲミタル戰力増強目標達成ノ爲更ニ檢討ヲ加ヘ鋼材五一八〇千噸案ノ策定ヲミルニ至レリ而シテ右計畫ノ實施ニ當リテハ各方面ニ幾多ノ困難支障ヲ生スルコト必至ナルカ故ニ本年度下期ニ於テ可及的隘路補正ノ方途ヲ講シ非常増産態勢ヲ確立スヘク資材ノ特配ヲ行ヒ緊急措置ヲ策案中ニシテ一部ノ具現ヲミツツアリ

(二) 配當計畫

上期ニ於ケル配當計畫ハ概ネ順調ニ進捗シアリテ特記スベキ事項ナシ下期ニ於テハ航空戰力増強ヲ目途トスル各種産業ノ擴充計畫

ニ處スル爲相當多量ノ資材ヲ必要トスルカ故ニ捻出ノ一方法トシテ物動ノ配當削減ヲサントス計畫ノ實施ハ之ニ反シ軍ノ超過發券及之ニ伴フ多量ノ物動超過入何ハ鐵鋼需給ノ計畫化ノ均衡ヲ失スルニ至リ各種產業ニ重大ナル影響ヲ與ヘツツアリ歴延鋼材委員會ノ設置セラレタル所以モ此ノ間ノ調整ヲ圖ルチ一目的トスルモノニシテ鋼材ノ生産及配當ノ實施ヲシテ物動計畫ニ即應セシノ特ニ軍需並優先用途ニ對シ鋼材ノ具體的配當ヲ測定シ以テ其ノ入手ヲ確保セシメントスルニアリ

十九年度配當計畫ニ關シテハ供給力策定ト相俟キ目下檢討ヲ重ネツツアリ

三 生産力擴充計畫

十八年度擴充計畫ノ重點ハ船舶ノ増徴ニ伴フ鐵礦石其ノ他關係物資輸送船腹逼迫ニ對處スルニ在ルチ以テ極力國內及朝鮮鐵礦石ノ大量使用ヲ可能ナラシムル爲山元開發並燒結設備ノ擴充整備ヲ圖

ルト共ニ更ニ特殊鋼及限定品種ノ需要激増ニ即應セル製造設備ノ擴充ヲ圖リ優先的ニ進行セシメツツアリ右ト併行シ小型熔鐵炉ヲ原料賦存ノ大陸及朝鮮等ニ至急建設シ銑鐵ノ増産ヲ期待スルト共ニ輸送力節約ニ資セシメツツアリ成績比較的良好ナリ

下期ニ於テハ戰局ノ進展ニ伴ヒ更ニ大量ノ船舶ノ徵備アリ而シテ船舶ノ不足ハ今後益々激化ヲ豫想セラレルカ故ニ更ニ内地及朝鮮ニ於ケル鐵礦石ノ徹底的ナル開發及利用ヲ圖ルヘク左ノ諸計畫ニ對シ資材ヲ特配シ以テ明年以降ノ生産計畫ノ遂行ニ遺憾ナカラシメントシ目下實施中ナリ

イ 朝鮮鐵礦山ノ緊急増産

ロ 草津鐵山ノ緊急開發

ハ 内地燒結設備ノ利用強化

ニ 簡易燒結炉ノ急速建設

尙十九年度供給力具現ノ爲ニ十八年度下期ニ於テ執ルヘキ措置ト

シテ製鋼及壓延能力ノ補強、選礦、燒礦能力ノ強化及小型炉ノ補強等所要鋼材五七〇千吨ノ特配ヲナシ徹底的措置ヲ講セントス

(四) 限定品種

物動計畫ハ普通鋼々材ヲ以テ物動基準トシ厚板、筒管及鋼索等ノ所謂限定品種ハ配當計畫ヲ立ツルコトナク其ノ内數トシテ商工省ニ於テ其ノ時々ノ事情ニ應ジ需要引受量ヲ限定シ需給ノ調整ヲナシ來レル處普通鋼材ノ需要數量ト右限定品種ニ對スル需要數量トノ比率ハ必スシモ等シカラサルヲ以テ實施上ノ配當基準モ亦必ズシモ正觸ヲ得サルヲ以テ生産擴充計畫ノ遂行ヲ阻害シ重大ナル隘路ヲ構成シツツアリ。依テ需要ニ應スルハ特段ノ措置ヲ講スルト共ニ他面綜合的焦點配當ノ基準ヲ設定シ普通鋼々材全般ノ使用效率ヲ最高度ニ發揮セシムル爲十九年度以降右ニ關スル物動計畫ヲ策定スルノ要アルヘシ

(五) 特殊鋼

特殊鋼ノ上期ニ於ケル實績ハ三四六千吨ニシテ下期ノ實施計畫ハ五九〇千吨ナリ本年度物動生産豫定量ハ四三〇千吨ナルニ計畫ト實施ニ著シキ相違ヲ示セルハ戦局ノ熾烈化ニ伴ヒ軍需ノ激増就中航空機及防空火器ノ絶對的増強ヲ要スルノ現状ニ鑑ミ之力重要資材タル特殊鋼ノ増産ハ緊急ノ要請トナリタルモノニシテ、物動計畫ヲ以テシテハ到底需要ニ應ジ得サリシ爲普通鋼生産用ノ諸原材料ヲ喰ヒタルモノナリ。カカル物動外生産ハ自體ノ計畫性ヲ破壞セルノミナラス普通鋼ノ減産ヲ生シ鐵鋼全般ノ需給計畫實施ニ重大ナル影響ヲ與ヘツツアリ

依テ「昭和十八年度特殊鋼生産並配當調整ニ關スル件」ヲ各省會議ニ附議シ約一八〇千吨ノ増産ヲ計畫セルモ石炭ノ電力及電極等ノ諸原料ノ配當ニ關シテハ未タ決定ナリニ至ラス
尙合金鐵ノ配當計畫未決定ナルモ右増産計畫ト照應シ近ク決定セラルル豫定ナリ

十九年度特殊鋼ノ生産目標ハ、〇〇〇千吨ニシテ右ト關聯シ特殊鋼拔ノ特定炭素鋼ヘ之ヲ特殊鋼トシテ明確ニ計畫スルノ要アルヘシ

(六) 懸案事項

昭和十八年度下期鐵鋼非常増産計畫ノ件
昭和十八年度特殊鋼生産並配當調整ニ關スル件

(4) 輕金屬關係

(一) 昭和十八年度計畫實施狀況

(1) 生産關係

内外地ヲ通ジ計畫ニ對シ上期実績ハ「アルミナ」ニ於テ九六%
「アルミニウム」ニ於テ九七%、「マグネシウム」ニ於テ七五%
ヲ示セリ
減産ノ原因ハ「アルミニウム」關係ニ於テハ各種資材ノ入手不
圓滑、割當量不足等ニ依ル建設工事ノ遲延、臺灣ニ於ケル暴風
被害、勞務者不足等ニ基キ又「マグネシウム」ニ就テハ原料苦
汁ノ不足、朝鮮ニ於ケル技術的障害、臺灣ニ於テハ勞務者ノ不
足等ニ起因セルモノト認メラル目下之レガ爲資材入手ノ確保、
技術交流ニ依ル未熟技術ノ向上、勞務者ノ補填等ニ付對策實施
中ナリ

依テ下期ノ生産ニ對シテハ各種障害ハ極力除去シツツアルモ、

計畫目標達成ノ爲ニハ尙所要資材ノ現物確保、發註機器ノ納期ノ確約等ニ對シ特段ノ措置ヲ講ゼザレバ新設工場ノ操業遲延ヲ招來シ上期ニ比シサテニ低下ノ恐アリ

(ロ) 配當關係

概ネ既定計畫ニ沿ヒ實施中ニシテ、去ル七月及九月輸送船腹ノ増徴ニ依ル供給力減少ノ懸念アリタルモ、在庫原料等ノ消費等ヲ考慮シ供給力ノ確保ヲ期シツツアリテ特記スベキ事項ナシ

(二) 昭和十九年度計畫策定進捗概要

軍需充足ヲ確保セン爲ニハ既定生産計畫遂行ノミニテハ其ノ供給力不足ヲ生ズルニ依リ緊急措置ノ實施案策案中ニシテ十九年度生産目標ノ達成ヲ期セントス

(三) 懸案事項

前記二項ニ依ル昭和十八年度輕金屬緊急増産對策

(5) 電力動員計畫

(一) 昭和十九年度電力動員計畫

本計畫ハ生産擴充計畫ノ進展ニ伴ヒ計畫サルベキモノニシテ現在ニ於ケル事務進捗狀態ハ諸資料ノ調査及發電用石炭ノ概定程度ヲ出テザルモ十二月下旬迄ニハ閣議決定ノ稟請ヲ爲ス豫定ヲ以テ策定事務ヲ進メツツアリ

(二) 昭和十九年度電力擴充計畫

電力設備擴充計畫ハ實施官廳ノ原案概ネ策了シ目下資材ニ關シ生産擴充總務分科ト協議調整中ナリ

(三) 昭和十八年度下期電力配當計畫ノ修正

下期ニ於ケル石炭ノ大中削減ニヨリ、電力消費規正ヲ強化スルノ已ムナキニ至リタルヲ以テ、年度當初ニ於ケル配當計畫ヲ修正スルノ件ハ之ガ作業大略終了シオレルヲ以テ近ク正式決定ノ豫定トス

(6) 交通動員計畫

(一) 昭和十九年度交通動員計畫ニ關スル件

本件ニ關シテハ本年八月十七日閣議諒解「昭和十九年度國家動員諸計畫策定及關聯施設進捗要領ニ關スル件」ニ於テ計畫大綱ヲ十八年九月末本計畫ヲ同年十二月初旬閣議決定ヲナスコトニ決定セラレアルモ其ノ後九月中旬以降陸海軍船舶増徴ノ問題アリテ爲ニ計畫大綱ノ策定ハ遲延ノ已ムナキニ至レリ

而シテ計畫大綱ノ内容ヲ詳成スル海上輸送力ニ關シテハ本年九月二十三日閣議決定ニ係ル「物動及輸送力動員計畫遂行上ノ非常措置事項」ニ於テ一應決定セラレアルモ他ノ構成要素タル陸上輸送力ニ關シテハソノ裏付トナルベキ十九年度物資配當重確定セザル爲確定的ナル計畫ヲ策定スルコト困難ナルヲ以テ十月二十九日閣議決定サルベキ「昭和十九年度物動計畫大綱ニ關スル件」中ノ輸送力計畫中ニ一應ノ目標數量ヲ掲上スルコトトシ從ツテ海陸兩輸

物輸送実績

(單位 千吨)

比 率	合 計		比 率
	計 畫	實 績	
107.3	23,846	24,296	101.9
78.0	2,913	2,549	78.0
101.0	414	373	90.1
104.0	3,008	3,231	107.4
108.5	1,733	1,844	106.4
351.4	573	750	131.6
114.3	1,425	1,498	105.1
153.1	747	1,035	138.6
163.9	535	720	134.6
1,033.3	522	1,377	263.8
137.0	564	682	123.1
128.1	9,016	10,749	119.2

送力ヨリ構成サルベキ交通動員計畫大綱ノ策定ハ之ヲ取止メルコトトナシタリ

次ニ交通動員本計畫ノ策定ニ關シテハ所要資料ヲ本年九月末迄ニ提出ノコトトナリ居ルモ一部ヲ除キ未提出ノモノ多キヲ以テ運輸通信省ニ於テ然ル可ク處理スベキモノトス

(二) 昭和十八年度上半期輸送実績次表ノ通り

(單位 千噸)

比率	合計		比率
	計 登	實 績	
140.7	1,533	1,876	122.4
473.3	447	1,028	230.0
251.4	2,386	4,204	176.2
107.0	1,708	1,659	97.1
139.9	418	527	126.1
118.9	672	750	111.6
106.6	726	836	115.2
156.2	615	961	159.5
96.0	2,153	1,854	86.8
84.1	675	562	78.2
204.6	292	413	141.4
134.8	316	337	107.0

(イ) 昭和十八年度上半期鐵道貨物
内地官營鐵道

品 目	一/六			三/六	
	計 登	實 績	比 率	計 登	實 績
炭	12,739	12,376	97.2	11,107	11,920
鐵及屑鐵	1,236	1,241	100.4	1,677	1,309
金屬及其原料	211	168	79.6	203	205
要鐵石	1,219	1,371	111.5	1,789	1,860
其他鐵礦	921	963	104.6	812	881
油及酒精	426	393	92.3	147	357
メント	740	715	96.6	685	763
ークス	391	490	125.3	356	545
業藥品	305	343	112.5	230	377
械 類	450	633	104.7	72	744
鹽	311	349	112.2	243	333
材	4,621	5,117	110.7	4,395	5,632

(單位 千吨)

一/元	實 績	比 率	合 計	
			計 畫	實 績
	398	152.7	514	684
	504	135.5	969	1,036
	355	133.2	655	881
	373	194.2	598	872
	123	107.0	192	202
	125	125.0	205	239
	166	130.7	309	339
	154	151.0	287	287
	103	239.5	140	180
	105	58.0	288	227
	96	147.7	106	169
	0,261	87.9	20,274	19,926
	5,209	112.0	81,763	89,193

目	一/元			二/元	
	計 畫	實 績	比 率	計 畫	實 績
灰 石	847	911	107.6	688	965
材	331	479	144.7	116	549
利	1,535	2,085	134.5	851	2,139
料	1,047	952	90.9	661	707
料	195	215	110.3	223	312
灰 類	385	385	105.5	307	365
パルプ	345	430	124.7	381	406
工 品	355	575	162.0	260	406
米	1,309	1,044	97.8	844	810
麥	125	115	92.0	550	487
豆	204	233	114.2	88	180
馬鈴薯	154	120	77.9	161	217

(單位 千 地)

六		計		
實 績	比率	計 畫	實 績	比率
189,207	107.5%	381,000	370,883	97.3%
168,562	60.9	526,000	501,630	95.4
37,599	83.0	86,000	62,128	73.1
371,244	82.1	921,000	646,893	70.2
100,751	73.0	282,000	215,328	76.4
1,299,844	92.3	2,764,000	2,617,746	94.7
854,539	90.0	1,894,000	1,689,664	98.2
167,031	72.7	541,000	461,257	85.3
178,670	133.3	265,000	322,270	121.6
34,003	117.3	69,000	84,484	122.4
176,015	61.1	526,000	416,045	78.8
6,028,660	81.4	7,320,000	6,210,699	84.8
6,636,125	84.1	15,576,000	13,099,027	87.3

(三)

品 目	一/六			計 畫
	計 畫	實 績	比 率	
生 野 菜	214	286	133.6	300
木 炭	597	532	89.1	372
薪	406	548	135.3	250
魚 介 類	406	499	122.9	192
小 麥 粉	77	79	102.6	115
砂 糖	105	114	108.6	100
味 噌 醬 油	182	173	95.1	127
酒 類	185	133	71.9	102
煙 草	97	77	79.4	43
果 物	107	122	114.0	181
油脂及其ノ原料	41	73	178.0	65
其 ノ 他	8,605	9,665	112.3	11,669
總 計	41,403	43,984	106.2	40,360

汽船)積物動物資輸送実績表

汽船八月・九月分及
航機汽船九月分八推定トス

單位千吨

生 ゴム	棉花	木材	穀類	油料	肥料	飼料	油脂	油料 其他	其他	漁業	合計	
8.4	8.1	41.1	127.2	35.5	23.0	72.0	11.7	15	17.3	25.9	2945.3	
			15.0								35.5	
8.1	8.1	41.1	142.2	35.5	23.0	72.0	11.7	15	17.3	25.9	2,980.8	
2.4	8.0	51.9	201.7	58.8	36.2	73.4	10.3	0.2	26.7	15.9	43.7	3,277.4
			13.7									44.9
2.4	8.0	61.9	215.6	58.8	36.2	73.4	10.3	0.2	26.7	15.9	43.7	3,322.3
4.0	2.9	22.5	174.2	32.4	28.3	71.9	18.9	0.1	11.3	25.6	72.3	2,919.0
			6.3									29.1
4.0	2.9	22.5	180.5	32.4	28.3	71.9	18.9	0.1	11.3	25.6	72.3	2,948.1
14.8	19.0	125.5	503.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0	9,141.7
			35.0									109.5
4.8	19.0	125.5	538.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0	9,251.2
2.4	0.3	39.4	194.8	34.8	24.7	47.6	4.9	0.5	7.2	20.8	19.0	2,834.0
			3.7			2.8						30.7
2.4	0.3	39.4	198.5	34.8	24.7	50.4	4.9	0.5	7.2	20.8	19.0	2,864.1
2.5	0.7	26.0	245.0	39.1	11.6	47.5	6.7	0.6	5.4	9.2	42.2	2,710.6
						1.3						31.9
2.5	0.7	26.0	245.0	39.1	11.6	48.8	6.7	0.6	5.4	9.2	42.2	2,742.5
1.6	-	25.4	292.5	28.3	17.0	38.3	5.3	-	7.2	3.6		2,603.0
						1.0						36.0
1.6	-	25.4	292.5	28.3	17.0	39.3	5.3	-	7.2	3.6		2,639.0
6.5	3.0	95.8	732.3	102.2	53.3	155.7	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2	8,147.6
			3.7			5.1						98.6
6.5	1.0	70.8	736.0	103.2	53.3	138.5	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2	8,246.2
21.3	20.0	216.3	1,235.6	228.9	140.8	350.7	57.8	2.9	75.1	101.0	172.2	17,287.3
			33.7			5.1						208.1
21.3	20.0	216.3	1,274.3	228.7	140.8	355.8	57.8	2.9	75.1	101.0	177.2	17,497.4

朝鮮官營鐵道

品 目	7月			計 畫
	計 畫	實 績	比率	
米	206,000	181,676	88.6%	176,000
雜 穀	249,000	333,068	133.8	277,000
野 菜	40,000	24,529	61.3	45,000
木 材	469,000	275,649	58.8	452,000
薪 炭	144,000	114,577	79.6	138,000
石 炭	1,355,000	1,317,902	97.3	1,409,000
鑛 石	945,000	835,125	88.4	949,000
セメント	270,000	264,226	97.9	271,000
鹽	131,000	143,600	109.6	134,000
魚 介 類	40,000	50,481	126.2	29,000
肥 料	240,000	240,030	100.0	238,000
其 他	3,598,000	3,182,039	88.4	3,722,000
合 計	7,686,000	6,962,902	90.6	7,890,000

運船(汽船)積物動貨物動計書對比表 (單位千吨)

生糸	蠶糸	木材	穀類	砂糖	煤礦	肥料	銅料	油脂	油料	其他	北洋	合計
16.0	46.2	70.0	655.5	140.0	91.0	175.0	70.0	5.2	24.0	35.6	52.0	8305.4
14.8	19.0	125.5	538.3	126.7	87.5	217.3	40.9	1.8	55.3	67.4	116.0	9251.2
72.9	41.1	174.3	82.1	90.5	90.4	124.2	58.4	34.6	230.4	189.3	218.9	111.4
19.0	43.0	51.0	560.7	140.0	63.5	115.0	50.0	5.0	54.0	28.8	88.0	8235.1
3.0	14.0	51.0	758.0	70.0	103.5	129.0	32.0	1.5	19.0	5.6	44.3	7391.8
6.5	1.0	196.8	736.0	102.2	53.3	138.5	16.9	1.1	19.8	33.6	61.2	8246.2
34.2	23.3	178.0	131.3	73.0	83.9	120.4	33.8	22.0	36.7	116.6	69.5	100.1
216.7	71.4	174.0	77.1	14.6	51.5	107.4	52.8	73.3	104.2	60.0	138.2	111.6
35.0	84.2	11.0	121.0	250.0	154.5	290.0	120.0	10.2	78.0	64.4	141.0	16540.5
17.0	60.2	121.0	1413.3	210.0	194.5	304.0	102.0	6.7	43.0	41.2	97.3	15647.2
21.3	20.0	216.3	1271.3	222.9	140.8	355.8	57.8	2.9	75.1	101.0	177.2	17497.4
60.9	22.4	178.8	104.8	1.8	71.1	122.7	481.7	28.5	76.3	160.2	125.7	105.8
112.1	33.2	172.8	90.2	109.0	72.4	117.0	56.7	43.3	174.7	250.5	182.1	111.5

(口)昭和十八年 第一、第二四半期 C船(含運航機) 昭和18.9.22 企画院第五部 (但)

		石炭	鐵石	鐵鋼	塩	非鉄	コ-22類	曹達類	セメント	油類	紙
4月	汽船	1430.7	408.6	17.2	121.7	198.7	25.4	6.8	17.4	8.1	37.0
	運航機帆船	-	-	-	6.6	11.3	0.5	-	2.1	-	-
	計	1430.7	408.6	17.2	128.3	210.0	25.9	6.8	19.5	8.1	37.0
5月	汽船	1516.1	338.2	357.9	147.6	267.3	31.1	3.4	13.9	9.7	52.8
	運航機帆船	3.7	-	1.7	5.2	17.3	0.5	-	2.8	-	-
	計	1519.8	338.2	359.6	152.8	284.6	31.6	3.4	16.7	9.7	52.8
6月	汽船	1334.8	301.4	316.7	168.0	233.1	23.5	3.8	18.8	7.3	47.2
	運航機帆船	4.9	-	-	4.4	11.0	0.5	-	2.0	-	-
	計	1339.7	301.4	316.7	172.4	244.1	24.0	3.8	20.8	7.3	47.2
第一四半期	汽船	4281.6	1048.2	993.8	437.3	699.1	80.0	14.0	50.1	25.1	137.0
	運航機帆船	8.6	-	1.7	16.2	39.6	1.5	-	6.9	-	-
	計	4290.2	1048.2	995.5	453.5	738.7	81.5	14.0	57.0	25.1	137.0
7月	汽船	1392.0	297.1	283.3	137.8	217.6	23.9	4.6	26.1	6.8	48.4
	運航機帆船	4.4	-	-	8.0	11.8	-	-	-	-	-
	計	1396.4	297.1	283.3	145.8	229.4	23.9	4.6	26.1	6.8	48.4
8月	汽船	1189.5	356.7	240.5	130.7	273.6	19.1	0.8	19.2	10.3	33.7
	運航機帆船	10.5	-	-	3.4	16.7	-	-	-	-	-
	計	1200.0	356.7	240.5	134.1	290.3	19.1	0.8	19.2	10.3	33.7
9月	汽船	1142.8	327.0	246.8	125.0	254.7	17.5	0.9	24.8	10.3	34.0
	運航機帆船	11.0	-	-	6.0	18.0	-	-	-	-	-
	計	1153.8	327.0	246.8	131.0	272.7	17.5	0.9	24.8	10.3	34.0
第一半期	汽船	3724.3	980.8	770.6	393.5	745.9	60.5	6.3	70.1	37.1	116.1
	運航機帆船	25.9	-	-	17.4	46.5	-	-	-	-	-
	計	3750.2	980.8	770.6	410.9	792.4	60.5	6.3	70.1	37.1	116.1
合計	汽船	8005.9	2027.0	1764.4	830.8	1445.0	140.5	20.3	120.2	52.5	253.1
	運航機帆船	34.5	-	1.7	33.6	26.1	1.5	-	6.9	-	-
	計	8040.4	2029.0	1766.1	864.4	1531.1	142.0	20.3	127.1	52.5	253.1

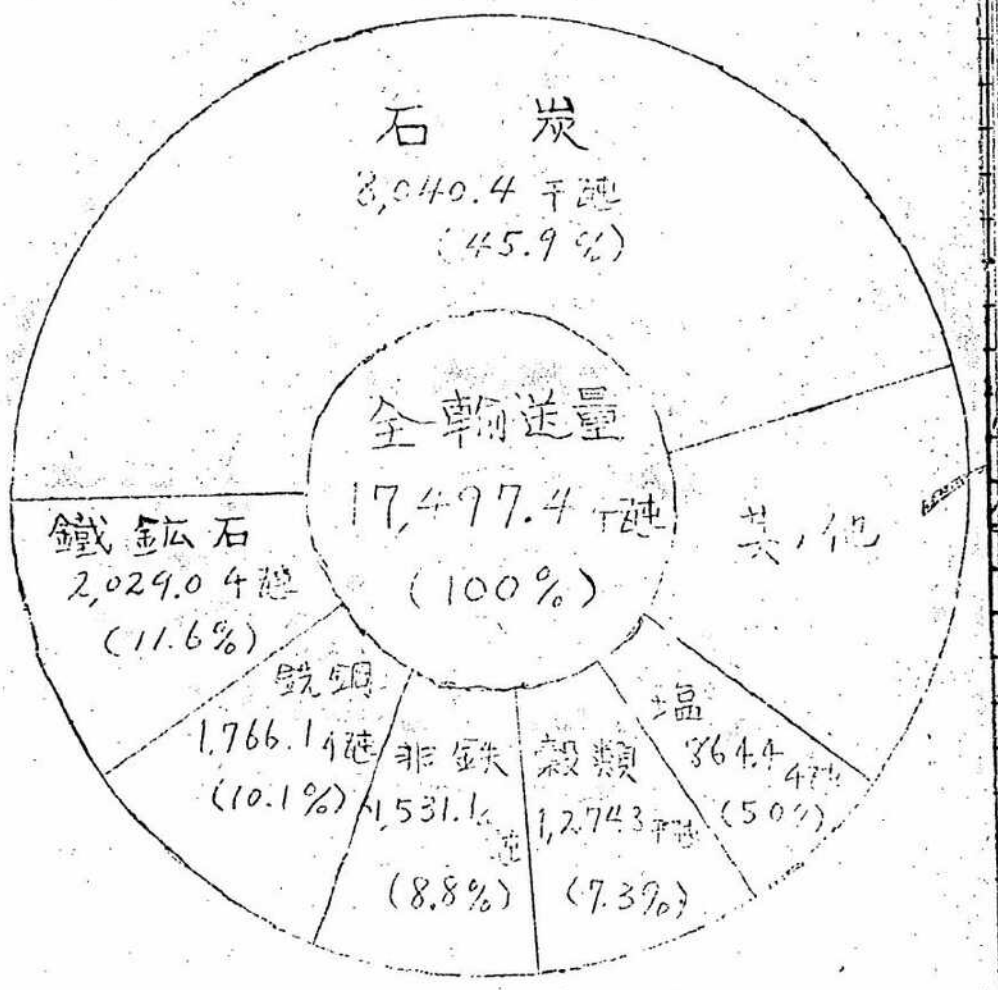
汽機帆船)積物動物資輸送実績
(送量 = 対スル物資別比率)

物資別	干地	%
肥料	355.8	2.0
紙パルプ	253.1	1.5
砂糖	228.9	1.3
木炭	216.3	1.2
北洋漁業	177.2	1.0
ニール	142.0	0.8
石灰石	140.8	0.8
セメント	127.1	0.7
其他	101.0	0.6
油類	75.1	0.4
銅	57.8	0.3
油	52.5	0.3
生ゴム	21.3	0.1
曹達類	22.3	0.1
棉花	20.0	0.1
油脂	2.9	0.1

(一) 昭和十八年度第一、二、四半期と三(金)

区別	物資別	石炭	鉄	銅	塩	生鉄	鋼	糖	油	其他	合計
第一四半期	物動計畫(A)	372	1024.0	964.9	401.0	666.8	58.1	-	10.0	20.8	60.0
	実績(B)	440.2	1048.7	975.5	453.5	738.7	81.5	14.0	57.0	25.1	137.0
	% (B/A)	118.2	102.4	102.2	113.1	111.8	137.9	-	570.0	120.7	228.3
第二四半期	物動計畫(A)	3878.6	926.7	741.6	388.3	719.3	59.1	-	20.0	23.5	60.0
	改訂物動計畫(B)	3315.0	778.7	557.8	376.0	754.8	58.1	-	20.0	30.5	76.0
	実績(C)	3777.2	787.8	717.6	410.9	792.4	60.5	6.3	70.1	27.4	116.1
	物動対スル%(C/A)	97.4	85.2	96.8	105.8	110.2	102.4	-	350.5	116.6	193.5
	改訂物動対スル%(B)	113.1	100.2	139.7	109.3	105.0	104.1	-	350.5	97.8	152.7
合計	物動計畫(A)	7621.1	1951.7	1906.5	789.3	1388.1	117.2	-	30.0	44.3	120.0
	改訂物動計畫(B)	7038.5	1827.4	1516.7	776.0	1456.6	117.2	-	30.0	51.3	136.0
	実績(C)	8404.4	2027.0	1766.1	861.7	1571.1	120.0	20.3	127.1	52.5	253.1
	物動対スル%(C/A)	105.8	104.0	92.6	109.1	110.9	120.1	-	423.7	118.5	210.9
	改訂物動対スル%(B)	114.2	101.3	111.4	111.2	108.2	121.2	-	423.7	102.3	186.1

昭和十八年第一・第二四半期 C 船(含運船)
(全輸送)



(7)

右二計畫ニ關聯スル重要懸案事項
(一) 戰時建設力動員体制確立ニ關スル件

苛烈ナル決戦下戦力増強ノ観点ヨリスル各種重要生産施設並關聯施設ノ整備増強運送施設ノ急速整備補充等ノ要請ハ愈々喫緊ノ度ヲ加ヘ又空襲被害其他非常事態發生ノ場合ノ緊急的建設力動員ノ必要性モ豫想セラレアリ。

而シテ現在ニ於テハ是等建設要請ト皇國ノ建設能力トノ間ノ均衡保持セラレアラズ且又建設能力ノ動員必シモ最重要部面ニ對シ效率的ニ實施セラレアラザルノ慮アリ。

依テ軍官民重要建設工事ノ綜合調整ヲ行ヒ皇國建設力ヲ最重要部面ニ對シ有機的且綜合效率的ニ集注發揮スル爲メノ中樞機構ヲ設クルト共ニ、軍官民ノ建設力動員ノ体制ヲ再編シ、戰時建設力ノ質及量ニ於ケル劃期的整備増強ヲ圖ル要アリト認メ別紙案ノ通り一應策定ヲ了セルモ今後軍需省ニ於テ之ガ推進ヲ要スモノト認メ

ラ

(備考)

本案ハ行政機構ノ改革前ノモノナルニ付キ關係官廳名
等一部修正ヲ要スルモノアリ

戰時建設力動員体制確立ニ關スル件

昭一八、九二五
企畫院第五部

第一 方針

苛烈ナル決戦下戦局ノ要請ニ基ク重要施設ノ急速整備ヲ期シ軍官民
建設力ノ重點部面ニ對スル有機的綜合的活用ヲ可能ナラシムルト共
ニ戰時建設力ノ質及量ニ於ケル創期的整備増強ヲ圖ラントス

一、建設力綜合動員實施ノ對象

建設力綜合動員實施ノ對象タルベキモノハ(1)軍學上乃至國土防衛
上ノ要求ニ基ク緊急工事(2)国力増強ノ觀點ヨリ急速施行ヲ要シ且
ツ速ニ其ノ實效ヲ期待シ得ル軍官民建設工學(3)空襲災害其他非常
事態發生ノ場合ノ緊急工學等ニ限定シ現有建設力ノ活用ヲ重點的
且效率的ナラシム

三 建設力動員体制ノ中樞機構ノ設置

決戦下ニ於ケル各種重要施設ノ建設要請ヲ綜合シ皇國現有建設能力トノ間ノ調整ヲ圖ルベキ中樞機構ヲ設ケ軍官民ノ建設體力ヲ重點部面ニ對シ最高度ニ集注發揮スルモノトス

之ガ爲メ
(一) 内閣總理大臣管理ノ下ニ戰時建設委員會ヲ設ケ軍官民緊要工

事ノ急速施行ニ必要ナル各般ノ方途ヲ講ビシム

(二) 戰時建設委員會ニ於テハ(1)國家の緊要工事施行ノ綜合調整(2)軍官民建設力ノ綜合的活用方策(3)戰時建設力ノ培養強化及綜合動員ニ關シ必要ナル事項等ニ付キ措置方針ヲ決定ス

三 實施責任各縣(各省、公共團體及特殊法人)ノ体制整備
戰時建設委員會ノ綜合調整ニ基ク建設力ノ動員乃至緊要工事ノ實施ハ夫々所管各縣ニ於テ責任ヲ以テ強力且ツ迅速ニ之ヲ遂行スルモノトス

之ガ爲メ

(一) 各縣ハ建設關係機關ヲ再編シ學務技術要員及機器ニ付キ機動性アル簡素強力ナル体制ヲ整備スルト共ニ施工機關ノ質的向上ニ關シ各般ノ施策ヲ講ズ

(二) 各縣ハ兵ノ所管工事ニ付キ徹底的重點主義ヲ履行シ資金、資材、技術、勞務等ノ効率化ヲ圖ル

四 民間建設力動員体制ノ強化

民間土產業者ニ付テハ其ノ沿革及現状ニ於ケル特殊性ニ鑑ミ綜合動員ノタメノ統制方式及之ガ運営ニ關シ特段ノ留意ヲナスモノトス

(一) 各土產業者ニ於テハ各縣ノ場合ニ準ジ其体制ヲ機動性アルモノトナラシム

(二) 企業主体タル各縣トノ建設面ニ於ケル表裏一体ノ關係ハ更ニ之ヲ緊密化シ各縣ノ緊要工事施工ニ挺身協力セシムルノ体制ヲ

整備強化ス

(三) 中小土建業者ノ能力ノ綜合効率化ニ付キ特段ノ方途ヲ講ズ
緊要工學實施促進ノタメノ措置

緊要工學ノ實施ヲ急速遂行センガタメノ措置ヲ講ジ軍官民ノ建設總力ヲ綜合的ニ集注發揮ス

(一) 緊要工學遂行ニ當リテハ所要ニ應ジ軍官民相互間ニ技術勞務機器ノ彼此融通ヲ圖リ又ハ特定職ヲシテ他處所管ノ建設工學ヲ施工セシムル等綜合能力ノ發揮ニ努ム

(二) 右實施ノタメ技術勞務機器ノ配置轉換ヲ簡易迅速ナラシムルニ必要ナル各般ノ措置ヲ講ズ

(三) 民間所在建設關係技術者、學徒及一般青壯年ノ勤員並ニ遊休機器ノ費用等ニ付キ特段ノ措置ヲ講ズ

(四) 所要資金資材ノ確保ニ付キ特段ノ措置ヲ講ズ

(五) 地方行政協議會内ニ所要ニ應ジ戰時建設部會ヲ設ケ緊要工學實施ニ伴ヒ現地ニ於テ處理スベキ諸般ノ事項ニ付キ積極的協力ヲナシム

實施ニ伴ヒ現地ニ於テ處理スベキ諸般ノ事項ニ付キ積極的協力ヲナシム

六 前各項ニ關聯シ必要アル場合ハ戰時行政職權特例上ノ措置ヲ考慮シ又戰時行政特例法ヲ活用シ得ル如クスルモノトス

備考

一 軍直屬ノ施工部隊ノ編成ニ付キ必要アル場合ハ本体制ニヨリ再編強化セラレタル建設力ヲ勤員活用ス

二 空襲災害甚甚異常ニ起ル場合ノ應急措置ニ關シテハ地方行政協議會長若ハ該地方長官ニ於テ、昭和一八八ニ七閣議決定工場事業場防空緊急対策要領第二要項六ニ基ク緊急工作隊ノ

外本体制ニヨリ活用セラレタル所在建設力ノ綜合勤員ヲ臨機處理スルモノトス

(二) 船隻増徴ニ伴フ非常對策ニ關スル件

船隻増徴ニ伴フ非常對策ニ關スル淺帆船ノ利用範圍擴大ニ就テハ
速カニ五〇屯以上ノ淺帆船ノ國家使用ヲ爲シ十一月上旬ヨリ計畫
物資ノ輸送ニ充當ス。

尙石炭船主統一ノ問題ハ日本石炭會社ヲシテ統一取組セシムルコ
トトシ問題解決ス。

其ノ他ハ船隻整備ト伴フ船舶増徴ニ資スル如ク尙々準備ヲ進メ
ツツアリ。

本件ニ關シテハ海軍省ニ於テ引續キ進捗セシムル要アルベシ。

(三) 海洋船ノ普及政策ニ關スル件

(主幹官) 海軍省、農林省

(事務官) 農林省、海軍省

農林省國庫木材製造工場ヲ設立シテ實行セシメントシアルモ
ル爲海軍省ニ於テ設立シテ實行セシメントシアルモ
現在木材會社ヲシテ小規模ニ實行セシムル域ニ

(8) 國民動員計畫

(一) 昭和十八年度國民動員計畫上半期ニ於ケル實施狀況

昭和十八年度國民動員計畫ハ動員計畫設定以來督テナキ老ナラズニ上リ、之ガ迅速且的ニ實施ハ、異常ノ努力ヲ必要トスルノミナラズ、其ノ成否ハ戦力ノ増強ニ至大ノ影響アルヲ以テ五月三日閣議決定後厚生省ヲシテ直チニ之ガ實施ニ着手セシムルト共ニ特ニ實施上重要ト認メラルベキ問題、即チ

- (1) 國民徵用ニ於ケル徵用期間並ニ被徵用者ノ銓衡基準（特ニ徵用除外範圍ノ縮小）ノ改訂ニ關スル件
- (2) 企業整備ニ伴フ従業員ノ配置轉換ニ關スル件
- (3) 男子従業員ノ禁止制限職種ノ選定ニ關スル件
- (4) 女子動員強化ノ實施方策ニ關スル件
- (5) 勸勞報國隊ノ刷新強化並ニ需要者側指導要領策定ニ關スル件
- (6) 工場及職場間勞務者融通措置ニ關スル件

(7) 勤勞者用物資確保對策策定ニ關スル件

等ニ關シ關係廳ト協議ノ上夫々具體的計畫ヲ樹立スルト共ニ實施ノ促進ニ努メツツアリ。

尙本計畫ノ上半期ニ於ケル實施成績ハ別紙(一)ノ通りニシテ之ガ實効ヲ基グル爲ニハ更ニ一段ノ努力ヲ要スベシ。

(二) 昭和十九年度國民動員計畫ノ策定進捗狀況ノ概要

昭和十九年度國民動員計畫ノ策定ハ八月十七日閣議諒解「昭和十九年度國家動員諸計畫策定及實施策進捗要領ニ關スル件」ニ基キ本年十二月下旬閣議決定ヲ受クル目途ノ下ニ進捗策定日程表ヲ作成シ九月十七日各省會議ニ於テ

(1) 昭和十九年度國民動員計畫編成方針ニ關スル件

(2) 昭和十九年度國民動員計畫作成要領

(3) 昭和十九年度國民動員計畫資料中勞務者數ニ關スル資料作成要領

三 主要懸案事項

(1) 昭和十八年度國民動員計畫改訂ノ件

航空戦力ノ飛躍的擴充ヲ中核トスル緊要産業ノ増強ニ必要ナル勤勞要員ハ到底既定計畫ヲ以テ足レリトセズ急速ニ之ガ補充別増加要員ヲ調査ノ上追加計上ヲ要スルコトトナレリ。之ガ爲特ニ重要問題トシテ考慮スベキハ供給力ニ付テノ大局的判定並ニ追加計上スベキ給源別人員ヲ如何ニスルカノ問題ナリ。之等ノ問題ノ解決ハ國內態勢強化方策ノ一環トシテ「國民動員ノ徹底」策トシテ企畫院ヨリ内閣總理大臣ニ提出中ノ「戦力増強國民動員非常對策要綱」ノ實現如何ニ係ルモノト考ヘラル。要スルニ昭和十八年度國民動員計畫ノ改訂案ノ策定ハ改訂ヲ豫

想セラルル物動及生搬ノ確タル見透シ竝ニ右非常對策ノ決定如何トチ睨ミ合セ策案シ十二月中ニ閣議決定ヲ受ケルヲ要スベシ。

(四) 戦力増強國民動員非常對策ニ關スル件

九月二十一日閣議決定ニ係ル「國內態勢強化方策」ノ一環トシテノ「國民動員ノ徹底」方ニ關シ企畫院トシテ別紙(三)ノ如キ「戦力増強國民動員非常對策要綱」ヲ策定シ九月二十六日內閣總理大臣ニ提出濟ナルモ未ダ本案ニ付審議スルニ至ラズ航空戦力ノ飛躍的擴充ヲ急速ニ實現スルニハ勦勞對策トシテ本要綱ノ解決ヲ焦眉ノ急務ト思考ス。

(五) 朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件

内地人勞務者供給ノ逼迫就中重筋勞務者ノ不足ヲ補フ方法トシテ年々多數ノ朝鮮人勞務者ヲ内地ニ集團的ニ移入シ來リタルモ現情勢下ニ於テハ更ニ之ガ移入數ノ増加竝ニ移入方法ノ檢討ヲ要スルト共ニ之ガ勦勞管理ニ一段ノ刷新ヲ圖ルノ要アルヲ以テ關

係總ト協議ノ上「朝鮮人勞務者内地集團移入強化ニ關スル件」ヲ策案シ之ニ基キ朝鮮總督府當局ト至急交渉スルノ要アルヲ以テ本院撥當課長ヲシテ厚生省、內務省ノ擔當官ト共ニ十月下旬朝鮮ニ出張セシメ折衝セシメタリ。

(六) 華人勞務者内地移入ノ促進ニ關スル件

華人勞務者ニ付テモ朝鮮人勞務者ノ内地移入ト同意旨ノ下ニ内地移入ヲ圖ルノ要アリタルヲ以テ、昭和十七年十一月二十七日閣議ニ於テ「華人勞務者内地移入ニ關スル件」ヲ決定セラレ之ニ基キ石炭勞務及港灣荷役等ニ試験的ニ實施シツツアリタルガ、成績ハ概ネ良好ナルノミナラズ内地ニ於ケル重筋勞務ノ需要ハ益々緊切ナルモノアルヲ以テ、速ニ本格的移入ヲ圖ルノ要アルヲ認メ、之ガ促進ニ關スル具體案ニ付目下協議中ナリ。

(別紙一)昭和18年度国内動員計画上半期実績

極秘

4

目別	17年度計 現在数	18年度計画数			18年度上半期実績数			18年度下半期需要数			
		新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計	
数	男	1,566,193	498,655	557,845	1,536,500	347,087	350,566	692,648	656,573	187,779	243,857
	女	1,857,045	396,321	563,779	859,800	70,398	395,467	325,865	226,123	267,912	493,935
計	3,423,238	894,976	1,121,624	2,396,300	417,485	746,033	1,018,513	882,696	455,691	737,792	
者	男	5,324,016	865,153	252,527	1,771,680	253,472	178,426	431,898	614,161	175,171	757,807
	女	1,475,933	334,658	189,466	1,174,134	59,389	96,260	155,449	175,269	43,426	228,675
計	6,799,949	1,200,811	441,993	2,945,814	312,861	274,686	587,347	789,430	218,597	986,482	
業	男	7,716,000	407,421	1,520,000	1,535,438	137,539	70,645	208,184	314,093	67,561	387,754
	女	5,277,000	734,691	292,136	2,779,177	27,081	45,936	72,017	105,610	43,790	149,400
計	13,000,000	1,142,112	1,812,136	4,314,615	164,620	116,581	280,201	419,703	111,351	537,154	
充	男	1,166,117	260,561	107,556	318,067	90,570	52,758	143,328	165,779	53,751	219,737
	女	2,237,135	504,720	282,200	814,777	72,875	14,524	87,399	47,558	10,520	58,078
計	3,403,252	765,281	389,756	1,132,844	163,445	67,282	230,727	213,337	64,271	277,815	
者	男	3,474,500	250,000	17,150	4,154,150	10,266	8,500	19,006	12,755	2,550	21,555
	女	2,667,000	216,775	17,075	2,297,750	26,760	7,610	13,090	10,220	4,110	17,450
計	6,141,500	466,775	34,225	6,451,900	37,026	16,110	32,106	22,975	6,660	39,005	
業	男	2,217,000	1,100,000	2,000	11,539	701	4,472	4,674	1,312	4,472	6,835
	女	2,150,000	1,100,000	20,000	23,863	2	10,407	10,407	3,007	10,407	13,454
計	4,367,000	2,200,000	22,000	35,402	703	14,879	15,081	4,319	14,879	20,289	
者	男	7,400,000	20,000	2,272,900	13,029,100	3,479	76,667	70,188	22,467	71,919	92,411
	女	1,537,000	2,262	14,707	23,355	1,161	7,494	8,655	4,705	7,493	14,698
計	8,937,000	22,262	2,287,607	13,052,455	4,640	84,161	78,843	27,172	79,412	107,109	
業	男	1,177,000	20,897	11,508	44,519	-	5,814	5,814	32,891	5,814	38,705
	女	10,000	1,707	1,200	2,791	-	507	507	1,707	507	2,749
計	1,187,000	22,604	12,708	47,310	-	6,321	6,321	34,598	6,321	41,454	

(別紙一)昭和18年度國民動員計畫上半期実績

産業別	項目別 性別	17年12月末 現在数	18年度計畫数			18年度	
			新規増加	減耗補充	計	新規増加	減
總数	男	1,565,183	178,655	557,845	1,536,500	347,085	3
	女	1,887,043	376,321	563,279	859,800	70,398	2
	計	3,452,226	554,976	1,121,124	2,396,300	417,483	5
一般勞務者	男	5,834,016	865,153	350,527	1,771,680	253,472	1
	女	1,425,923	334,658	189,466	474,154	59,389	
	計	7,259,939	1,207,811	500,993	2,645,804	312,861	2
軍需産業	男	7,210,106	407,430	133,026	585,438	137,539	
	女	527,725	134,691	87,236	273,917	27,081	
	計	7,737,831	582,121	220,262	809,355	164,620	
生産擴充	男	1,666,109	240,521	107,516	368,067	94,570	
	女	203,559	52,422	29,020	81,477	22,875	
	計	1,869,668	292,943	136,536	449,544	117,445	
家族附帯	男	3,474,335	344,021	171,120	415,911	10,466	
	女	3,051,060	276,728	137,728	409,766	3,276	
	計	6,525,395	620,749	308,848	825,677	13,742	
生活必需	男	2,416,125	23,220	9,702	11,579	201	
	女	2,125,200	22,029	20,310	23,863	2	
	計	4,541,325	45,249	29,912	35,392	203	
交通業	男	724,635	10,091	52,729	174,029	3,149	
	女	152,826	8,261	14,787	23,355	1,161	
	計	877,461	18,352	67,516	197,384	4,310	
國防土建	男	177,460	37,891	11,528	44,519	-	
	女	10,540	1,707	1,024	2,791	-	
	計	187,900	39,598	12,552	47,310	-	

18年度 現貨	18年度計書数			18年度上半期実績数			18年度下半期実績数		
	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計	新規増加	減耗補充	計
11548	6133	598	6731	-	299	299	6133	277	6432
1572	3399	173	3572	-	87	87	3399	36	3485
13420	9332	771	10303	-	386	386	9332	385	9717
102	-	1	2	-	1	1	1	-	1
15	1	3	11	-	3	3	1	1	1
117	2	4	6	-	3	3	2	1	3
354634	24050	15774	37754	12025	7867	17892	12025	7867	17892
12544	9314	4707	24271	2774	7454	12248	6320	7453	13993
407168	33264	2264	64105	14519	15321	33140	15315	15320	33815
425287	-	12511	12511	-	6256	6256	-	6255	6255
243896	14604	20153	53063	-	19277	19277	14605	19277	33511
479183	14604	50769	65544	-	25115	25115	14615	25251	40089
295820	5917	11507	15724	-	5901	5901	5917	11703	9300
219224	31530	10355	21885	-	20178	20178	31530	20177	51707
515104	35447	52162	57609	-	26052	26052	35447	26183	61637
-	126565	-	126565	88610	-	88610	27775	-	27775
-	15708	-	15708	11009	-	11009	4719	-	4719
-	125313	-	125313	92619	-	92619	42771	-	42771
-	-	160000	160000	-	160000	160000	-	-	-
-	-	160000	160000	-	160000	160000	-	-	-
-	-	320000	320000	-	320000	320000	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	135000	135000	-	-	-	-	135000	135000
-	-	135000	135000	-	-	-	-	135000	135000

産業別	項目	18年10月現在数	18年度計画数			新規
			新規増加	減耗補充	計	
農林水産	号	11,548	6,133	598	6,731	
	カ	1,572	3,399	173	3,572	
	計	13,120	9,532	771	10,303	
其他	号	102	1	1	2	
	カ	15	1	3	4	
	計	117	2	4	6	
官廳	カ	35,463	2,105	15,73	39,78	10
	カ	5,253	4,31	1,170	2,127	2
	計	40,716	6,415	16,90	61,915	12
下級事務職員	カ	11,352	-	12,51	12,51	-
	カ	7,138	14,105	10,158	5,306	3
	計	6,799	14,105	5,969	6,557	11
公署職員	カ	2,948	3,917	1,507	15,70	
	カ	2,192	3,530	1,355	7,185	
	計	3,151	3,417	1,212	5,769	
外地職員	カ	-	126,565	-	126,585	88
	カ	-	15,700	-	15,728	11
	計	-	142,265	-	142,313	99
農業補充職員	カ	-	-	160,000	160,000	
	カ	-	-	160,000	160,000	
	計	-	-	320,000	320,000	
男子職業禁止の 制限の女子補充 職員	カ	-	-	-	-	
	カ	-	-	135,000	135,000	
	計	-	-	135,000	135,000	

別紙(三)

昭和十九年度國民動員計畫編成方針ニ關スル件(案)

第一 方針

昭和十九年度國民動員計畫ハ戰爭指導上ノ要請ニ即シ航空戦力ノ飛躍的増強ヲ第一義トシ航空機關係工業ヲ有機的一體トセル之ガ要員並ニ緊急物資ノ生産確保及輸送ニ必要ナル要員ノ迅速的確ナル充テテ圖ルト共ニ國民勤勞總力ノ最高度發揮ヲ期スルヲ目途トシ概ネ左ノ要領ニヨリ設定スルモノトス

第二 要領

一、需給計畫ハ内外地別ニ編成スルコトトシ常時要員ト臨時要員トニ區分シ計畫ノ對象タル要員ハ一般勞務者、下級事務職員及公務員並ニ外地滿洲支那南方地域等ノ内地ニ對スル期待要員トスルコト

企計處〇〇十七

昭和十八年九月八日

企畫院第三部

- 二 需給計畫ノ中心ヲ航空機工業並ニ關聯産業ノ要員充足ニ置キ之ガ完全充足ヲ圖ルト共ニ重要軍需品、電力、鐵鋼、船舶、車輛、石炭、重要礦物、食糧及輸送等ノ重點産業要員ヲ確保スルコト
- 三 常時要員ノ計畫ハ昭和十九年度ニ於ケル總所要員數ヲ對象トシ之ヲ現在數、新規需要增加數、減耗補充要員數及移動數ニ區分シ編成スルコト
- 前項ノ新規需要增加數ハ前年度ニ比シ生産量又ハ業務量ノ増加ヲ豫想シ得ザルモノニ付テハ原則トシテ之ヲ計上セザルモノトスルコト
- 四 需要ノ産業別ハ概ネ前年ノ例ニ依リ編成スルコト
- 五 需要ニ對スル給源ハ前年度掲ゲタルモノニ付可及的增加ヲ圖ルモ特ニ左記ノ者ニ付給源ノ飛躍的增加ヲ斷リ需給ノ調整ヲ行フモノトスルコト
- (一) 國民學校以修了者及中等學校卒業者

- (二) 中等學校以上ノ學生生徒(女子ヲ含ム)
- (三) 女子(高等女學校及之ニ準ズル學校以上ノ學校卒業者ヲ含ム)
- (四) 企業設備ニ伴フ従業員
- (五) 不急業務従事者
- (六) 朝鮮人勞務者
- (七) 華人勞務者
- 六 女子ニ付テハ其ノ適職及代替ノ飛躍的擴充ニ努メ之ガ動員ニ一段ト強化スルコト
- 七 生産設備ノ全的活用ヲ策スル爲緊要産業就中航空機工業ニ於テハ原則トシテ二十四時間制ヲ實施スルコト
- 八 勤勞力ノ全的活用ヲ圖ル爲作業及工程管理ノ合理化並ニ勤勞管理ノ劃期的刷新ニ特段ノ措置ヲ講ズルコト
- 九 昭和十九年度國民動員計畫ニ基ク重要工場事業場勞務計畫並ニ都道府縣別需給計畫ノ作成ハ國民動員計畫決定後別途實行計畫ト

シテ作成スルモノトスルコト

一〇 昭和十九年度國民動員計畫策定ノ進捗豫定ハ左ノ如クスルコト

- 一(カ) 國民動員計畫策定要領(方針並ニ資料作成要領) 九月 十五日
- 二(カ) 新期中等學校卒業生内外地別配當計畫 九月 二十五日
- 三(カ) 計畫資料提出 十月 三十日
- 四(カ) 國民動員綜合計畫部内決定 十二月 十日
- 五(カ) 全各省主任官會議 十二月 十五日
- 六(カ) 全參與會議 十二月 二十日
- 七(カ) 閣議決定 十二月 二十四日

(別紙三)

第一 方針

戰力増強國民動員非常對策要綱(案) 昭一八 書 九 二五 院

現情勢下ニ於ケル國政運營ニ關スル閣議決定ニ基キ航空戰力ノ躍進
而補充並ニ食糧ノ自給態勢確立ニ絶對支障ナカラシムル爲帝國臣民
ノ發揚奉公心ヲ基調トシ左記要領ニ依リ速ニ人的國力ノ徹底動員
ヲ圖ラントス

第二 要領

- 一、學徒動員ニ關シテハ概ネ左ノ方針ニ依ル
 - (一) 常時要員トシテ新規學校修了者又ハ卒業生及在學者ノ徹底的
動員ヲ行ヒ緊要生産ニ從事セシム
 - (二) 右ニ即應シ上級學校ヘノ進學ヲ計畫的ナラシメ之ガ爲必要ナル
學制ノ一時的改變ハ別紙學校非常體制確立要綱ニ依ル
 - (三) 動員スベキ學徒ニ對シテハ必要ニ應ジ國民徵用令ヲ發動スル
モ其ノ特質ニ鑑ミ之ガ動員方法及勤勞管理ニ特別ノ考慮ヲ拂フ

三 左ニ依リ國民徵用範圍ノ擴大普遍化ヲ圖ル

(一) 國民徵用ノ對象トナルベキ要登錄者ノ年齢範圍ヲ擴ムルト共ニ登録ヲ綜合的一元的ナラシメ且之ガ正確ヲ期スル爲特段ノ方途ヲ講ズ

(二) 徵用除外例ヲ更ニ縮少ス

(三) 國民徵用令第四條ノ規定ニ依ル工場事業場指定範圍ノ擴充ヲ圖ル

三 一般未婚女子ニ付テハ其ノ特性ヲ考慮シ國家ノ指定スル工場事業場ニ限り速ニ徵用ヲ實施ス

四 勤勞配置ノ適正化ヲ圖ル爲左ノ方途ヲ講ズ

(一) 中央及地方ニ於ケル勤勞動員行政機構ノ劃期的強化ヲ圖ル

(二) 企業經營體ニ於ケル一元の勤勞管理機構ヲ確立強化スルト共ニ勤勞秩序確保ノ爲特別ノ措置ヲ講ズ

(三) 勤勞配置ノ機動性ヲ確保スル爲必要ナル措置ヲ講ズ

五 男子高年齢者ノ活用ヲ圖ル爲調査登録ノ實施、現職域ニ於ケル繼續就業等特別ノ措置ヲ講ズ

六 官廳、團體等ノ整理ニ伴フ人員ニ付テハ技能及經驗ヲ考慮シ擴充整備ヲ要スル第一級ノ行政廳又ハ生産部門ニ計畫的ニ削減シ之ガ活用ヲ圖ル

七 前各項ノ外國民動員ノ徹底ヲ期スル爲左ノ施策ヲ講ズ

(一) 國民徵用範圍ノ擴大普遍化ニ伴ヒ男子一般青壯年ノ最大限ノ動員ヲ行フ

(二) 朝鮮人勞務者ノ内地移入ノ強化並ニ華人勞務者ノ内地移入ノ本格化ヲ圖ル

(三) 刑務所在監者ノ活用並ニ南方地域ニ於ケル白人僱用ノ内地ニ於ケル利用ヲ擴充ス

(四) 技術者ノ急速養成並ニ現場還元ニ關シ特別措置ヲ講ズ

(五) 陸海軍ニ徵集又ハ應召中ノ技術者及熟練勞務者ヲ緊要生産ニ

從事セシムル如ク特別ノ考慮ヲ拂フ

(六) 國民ノ戰意昂揚施策ニ即應シ國民總勤勞ニ關スル思想ノ徹底
進化ヲ圖ル

第三 實施措置

一、學徒勤勞動員

(一) 學徒勤勞動員ノ範圍左ノ如シ

(i) 國民學校新規修了者ニシテ國家要請ニ基ク上級學校ニ入學
セル者以外ノ者

(ii) 中等學校新規卒業生ニシテ國家要請ニ基ク上級學校ニ入學
セル者以外ノ者及中等學校最高學年ニ在學スル者

(iii) 專門學校以上ノ法文科系ノ學校又ハ學部ノ新規卒業生及在
學者ニシテ徵集セラレタル者以外ノ者

(iv) 各種學校（國家要請ニ基キ存置テ認メタルモノヲ除ク）ニ
在學スル者

（註）

前各號ノ國家要請ニ基ク上級學校ノ種類、入學數ノ
制限等ハ別紙學校非常體制確立要綱ノ定ムル所ニ依
ル

(一) 學徒ノ動員期間ハ二年トシ徵用ヲ實施ス

(二) 學徒ノ動員ニ當リテハ其ノ特質ニ鑑ミ左ノ各號ニ付特別ノ考
慮ヲ拂フ

(i) 學校在學者ニ付テハ可及的ニ學徒ニ適應セル職場ニ配ト區
分シ配置就業セシムル如クスルコト

(ii) 職場即教室ノ指導補助ニ依リ教育訓練ヲ怠ラシメザルコト

(iii) 專門學校以上ノ學校卒業生又ハ在學者ニ付テハ現場専任
員（工務技術者）又ハ勞務管理補助者タラシムル等適材適所
ノ配置ニ努ムルコト

(iv) 所定ノ動員期間ヲ終了シタル者ニ對シテハ左ノ如キ特典又
ハ資格ノ附與ニ付考慮スルコト

(1) 陸海軍ニ於ケル幹部候補生タル資格

(2) 中等學校最高學年在學者ニ對シテハ當該學校卒業者トシテノ資格

(3) 理科又ハ文科ノ上級學校ニ入學シ得ルノ資格

(4) 所定ノ技術者タルノ資格

四 學徒動員ニ伴ヒ餘剩トナルベキ教職員ニシテ適當ナル者ハ指導者トシテ共ニ動員ス

ニ 國民徵用ノ擴大普遍化

(一) 國民徵用ノ對象トナルベキ者ノ登錄ハ左ノ方針ニ依リ擴大整備ス

(イ) 國民登錄ハ綜合的一元的ナラシム、之ガ爲現行ノ各種登錄

（國民勞務手帳法ニ依ル申告ヲ含ム）之ヲ整理綜合シ一齊ニ施行スルコト但シ科學技術者ノ登錄ハ別途之ヲ行フコト

(ロ) 登錄ヲ要スル者ノ年齡範圍ハ男子滿十四年以上五十五年未

滿、女子滿十四年以上三十年未滿ノ未婚者トスルコト

(ハ) 登錄ハ居住地ニ於テ市區町村長ヲシテ之ヲ行ハシノ國民職業指導所ニ於テ管理スルコト

登錄ニ當リテハ部落會、町内會ノ長及隣組ノ活用ヲ圖ルノ外警察ノ戸口調査トモ緊密ニ聯絡ヲ保チ脱漏ナキヲ期スルコト

(ニ) 登錄ノ整理ハ登錄票ニ付性別技能別等ニ區分シテ行ヒ移動ニ依ル訂正ハ市區町村長及警察當局ノ協力ノ下ニ國民職業指導所之ニ當ルコト

(三) 登錄ヲ要スル者ニシテ現在徵用除外ナシ又ハ考慮ヲ拂ヒツツアル者ノ中左ノ者ニ付テハ爾今徵用除外ヲ爲サズ

(イ) 學校非常體制確立要綱ニ基キ存置スル學校以外ノ學校ニ在學スル者

(ロ) 地方議會ノ議員

(ハ) 上級學校受験準備中ノ者

三、
三 企業ノ國家性格確立ニ伴ヒ國民徵用令第四條ノ規定ニ依ル指
定範圍ノ擴大ヲ圖ル

三 女子動員ノ強化

- (一) 一般未婚女子ヲ對像トシ徵用ヲ實施ス徵用スベキ者ハ年齡滿十四年以上三十年未滿ノ者ニシテ國家ノ指定スル業務ニ從事シアラザル者並ニ特ニ志願シタル者トス
- (二) 女子ノ徵用ヲ行フニ當リテハ左ノ諸點ニ付特ニ考慮ヲ拂フ
 - (イ) 男子ニ比シ特ニ家庭事情、身體狀況等ヲ斟酌スルコト
 - (ロ) 徵用ニ先立チ同窓會、婦人會、女子青年團等ノ組織ヲ活用シテ集團的ニ豫備訓練ヲ施シ之ガ配置ニ付テハ努メテ隊組織(例ヘバ女子義勇奉公隊又ハ女子挺身隊ノ如キ名稱ノ下ニ)ニ依リ之ヲ行フコト
 - (ハ) 女子ノ特性ヲ考慮シ之ガ勤勞管理ニ付特段ノ工夫ト考慮ヲ拂フコト(概ネ幾ノ決定ニ係ル「女子勤勞動員ノ促進ニ關スル件」中勤勞管理措置要領ニ依ル)

四 勤勞配置ノ適正化

- (一) 中央及地方勤勞動員檢權ヲ整備強化ス
 - (イ) 厚生省ニ臨時國民動員中央本部ヲ置キ關係廳ト緊密ナル聯絡ノ下ニ勤勞動員ヲ強力ニ實施スルコト
 - (ロ) 都道府縣ニ臨時國民動員地方本部ヲ置キ人員ヲ充實強化ヲ圖ルト共ニ強力ナル權限ヲ附與スルコト
 - (ハ) 國民職業指導所ハ國民動員署ニ改組シ署長ハ之ヲ地方事務官ヲ以テ充ツルト共ニ中央官廳ノ整備ニ依リ生ジタル餘剩人員ノ相當部分ヲ之ニ配置スルコト
 - (ニ) 右ノ改組ニ當リテハ職員ノ資質ヲ向上スル爲之ガ訓練並ニ待遇ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト
- (二) 企業經營體ニ於ケル勤勞管理機構ヲ確立ス
 - (イ) 企業經營體ノ國家性格確立ニ即應シテ之ガ勤勞管理機構ヲ

強化スル爲勤勞擔當理事者ノ選任ヲ命ジ得ルノ措置ヲ講ジ全
職場ニ亙ル職員並ニ勞務者ノ管理ヲ一元化セシムルコト

(ロ) 工場事業場ノ各級指揮者ニ付該職場ノ精銳分子ヲ以テ構
成スル參謀部ヲ設ケ勤勞力ノ結集發揮ニ付生産推進ノ中核ヲ
ラシメ勤勞管理ニ關スル指揮者ノ補助組織トスルコト

(ハ) 企業經營體ニ於ケル勤勞秩序ヲ確立スル爲政府ニ於テ左ノ
措置ヲ講ズルコト

(1) 勤勞擔當理事者ニシテ部下ノ指揮監督ニ著シキ不行届ア
リタルモノニ對シテハ具ノ資格剝奪ヲ爲スコト

前項ノ資格剝奪ハ爾後勤勞擔當理事者トナルヲ資格剝奪
スルコト

(2) 勤勞者ニシテ著シク勤初狀況又ハ性情不良ナルモノニ對
シテハ一月乃至六月以下ノ期間圖ノ設置スル施設ニ於テ特
別ノ鍛練及教育ヲ加フルコト

(3) 前二項ノ處分ハ政府ノ設置スル勤勞審判委員會ノ審判ニ
依リ之ヲ決定スルコト

(三) 國民勤勞計畫ニ即應スル都道府縣別請給概數ニ基キ都道府縣
ヲシテ其ノ具體的需給計畫ヲ設定セシメ之ニ依リ適時適確ナル
要員ノ充足ヲ圖ラシムルト共ニ都道府縣相互ノ調整ハ地方行政
協議會ニ於テ、地方行政協議會地域相互間ノ調整ハ厚生省ニ於
テ之ヲ行フ如ク措置ス

(四) 勞務配置ノ機動性ヲ確保スル爲左ノ諸點ニ付所要ノ措置ヲ講
ズ

(イ) 企業系列ノ整頓強化ニ即應シ親工場、指定協力工場ヲ一體
トシタル單位生産組織體内ニ於ケル勤勞者ノ圓滑ナル融通ヲ
制度化スルコト

(ロ) 從業者ノ配置轉換命令ハ企業整備ノ場合ニ限定セズ之ヲ適
用シ得ル如クスルコト

(ハ) 特定ノ産業ニ付特別勤勞隊ヲ組織スルコト

- (1) 造船業、鐵鑄業等ニ於ケル鉄打、煉瓦積等ノ作業ニ從事スル特定ノ職種ノ勞務者ニ付テハ當該工場ヲシテ特別勤勞隊ヲ組織セシメ國ノ命令ニ依リ機動的活動ヲ爲サシムルコト
- (2) 荷役及搬送ノ作業ニ從事スル勞務者ニ付テハ適當ナル勤勞者團體ヲシテ特別勤勞隊ヲ組織セシメ機動的活動ヲ爲サシムルコト

五 高年齢者ノ活用

- (一) 官廳公共團體並ニ民間會社ノ停年制ヲ撤廢シ高年齢者ノ就業ヲ繼續シ得ル如ク法令上ノ措置ヲ講ズ
- (二) 退官、退職ヲナシ現在就業シ居ラザル男子高年齢者ニ對シ調査登録ヲ實施シ適當ナル業務ヘノ就業ヲ勸奨シ要スレバ徵用ヲ實施ス

六 官廳、團體等ノ整理ニ伴フ人員ノ轉換

- (一) 整理人員並ニ整理時局ノ鑑定ニ基キ計畫的配置ヲ行フ
- (二) 轉換先ハ左ノ如シ
 - (イ) 官廳、公共團體ノ勤務者ハ原則トシテ補充整備ヲ要スベキ第一線行政廳
 - (ロ) 民間團體ノ勤務者ハ補充ヲ要スル産業ノ生産第一線部門モ要スレバ法令上ノ強制措置ヲ講ズ

七 其ノ他

- (一) 綜合的國民登録令ヲ制定ス
 - (二) 國民徵用令及勞務調整令ニ所要ノ改正ヲ行フ
 - (三) 勞務者ノ住宅、通勤並ニ食糧ノ手配等ニ付テハ非常國民動員ニ即應シ格段ノ措置ヲ講ズ
- 右ノ住宅要請ニ應ズル爲土地工作物管理便用收用令ヲ變動ス

(9) 國家資金計畫

(一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

(1) 五月十一日閣議決定後^各所管實施官廳ニ於テ夫々實施ニ移セリ。

(2) 民間各金融機關ニ於ケル國債消化計畫及蓄積計畫ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ具體的實施計畫ノ設定及實施ヲ爲シシム。

(3) 企業整備ニ伴フ資金移動ニ付テハ本計畫ノ決定ニ從ヒ企業整備資金臨時措置法ノ制定實施セラレタル爲、十八年度資金計畫ハ企業整備ノ實施ニ付キ何等變更ヲセザルコトトセリ。

(4) 上半期実績ハ目下所管各廳ニ於テ取纏メ中ナリ。産業資金其ノ他最近ノ情勢ニ基キ計畫ノ修正ヲ要スベキモノアルヲ以テ右上半期実績竝ニ今後ノ推移ヲ慎重檢討ノ上、要スレバ十八年度資金計畫ノ修正實施計畫ヲ策定スル豫定ナリ（八月十二日資金統制協議會決定）。

□ 昭和十九年度計畫策定進捗状況

八月十二日資金統制協議會決定「昭和十九年度國家資金計畫設定ニ關スル件」ニ基キ目下作業中ナルモ、

(イ) 十九年度資金概略案ハ物動大綱決定ノ遲延ニ伴ヒ豫定ノ如キ進捗不可能ナリ。

(ロ) 關聯施策ハ「現情勢下ニ於ケル國政運營要綱」ニ基ク諸措置ニ依リ一部實現セラレタルモノモアリ尙全般ニ亘リ兩者相照應シテ作業ヲ進ムルヲ要スベシ。

(ハ) 企畫院廢止後本計畫設定作業ハ引續キ大藏省ニ於テ之ヲ行フ要アリト認メラル。

昭和十九年十月

(10) 交易計畫

(一) 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

上半期實施狀況ニ付キテハ九月分實績未詳ノ爲確定的ナル報告ヲナシ得ザルモ之ヲ第一、四半期ニ付キ見ルニ左ノ如シ

(單位 千圓)

	輸出		輸入	
	計畫	實績	計畫	實績
滿洲	22,531,311	21,179,626	19,528,844	19,064,466
北支	8,212,727	10,873,329	22,275,533	16,446,977
中支	2,553,222	4,161,611	29,555,566	42,556,644
南支	6,906,666	6,212,222	26,977,777	48,900,000
海南島	5,212,727	4,373,333	9,000,000	6,548,888
小計	31,926,666	35,588,888	52,528,900	39,531,311
南方A地區	3,123,456	1,023,456		9,231,231
南方B地區	1,023,456	523,456	1,023,456	523,456

昭和十九年度國家資金計畫概略案試案
十月三十日院議決定ノ上資金統制協同會ニ報告相成タリ

スル件ニ基キ目下作業中ナルモ、
十九年度資金概略案ハ物動大綱決定ノ遅延ニ伴ヒ豫定ノ如キ
抄不可能ナリ。
關聯施策ハ「現情勢下ニ於ケル國政運営要綱」ニ基ク諸措置
依リ一部實現セラレタルモノモアリ尙全般ニ亘リ兩者相照應
シテ作業ヲ進ムルヲ要スベシ。
企畫院廢止後本計畫設定作業ハ引續キ大藏省ニ於テ之ヲ行フ
要アリト認メラル。

易計畫

昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況
半期實施狀況ニ付キテハ九月分實績未詳ノ爲確定的ナル報告ヲ
シ得ザルモノ第一、四半期ニ付キ見ルニ左ノ如シ

(單位 千圓)

出			入		
計畫	實績	%	計畫	實績	%
二〇五三三	二四七〇六	一二八	一九三六四	一九〇六四六	九六
八六二七七	一〇八七三九	一二六	三二七五五	一六四六九七	七四
二四五五三	四四一六一	一八〇	九〇五五六	四二五五六	四四
六九〇六	六三三三	八九	二六九七	四八九〇	一八一
五三三三	四三七五	八五	九〇〇〇	六五四八	七三
三三九二三五	四〇五八四	一二三	五三六三九〇	四〇九三三	七七
三三九四三	一〇五九二	三三	九六三三三		
一〇九三一	五四一〇	五〇	五四二八		

小 佛 小
泰 印 計
計 計 計

計	計	計	計	計	計
四三三三三	一六〇一三	三二	一〇二二二	一〇二二二	九七
(九五四二)	三八九〇七	四一六	一三三三四	一三三三四	九二
(一四四三二)	五〇〇七〇	二〇八	三九五六四	三三五〇三	八九
(二五七九四)	六八九七七	二九〇	五二八〇八	四七七四五	九〇
三九六四五	四八九五七五	一二五	六八九三八	五六八二五	八一

輸出ニ於テ南方A地區及B地區ノ成績不良ナルハ陸海軍共ニ一般
 交易物費用ニ割當テラルル船腹極度ニ壓縮セラレタルニヨルモノ
 ニシテ船腹狀況ヨリ見テ今後共計盡達成ハ不可能ト考ヘラル。
 泰、佛印ノ計畫超過ハ前年度ヨリノ繰越分ニヨルモノニシテ特ニ
 泰ハ前年十一月以降洪水ノ爲配船量激減シ其ノ爲滞貨トナリ居々
 ルモノヲ本年度第一、四半期ニ積出セル爲ニシテ本年度計畫ニ對
 シテハ第一、四半期ニ於テハ特殊ノ品目ヲ除キテハ割當ヲセズ。
 滿支向輸出實績ガ他地域ニ比シ計畫ヲ上廻リ居ルハ前年度ヨリノ
 繰越分著シク多キト單價ノ値上リニ因ルガ殊ニ中支ニ於ケル一六

〇%ノ實績ハ洋紙、和紙、機械、茶、鹽干魚介、紙製品等ガ計畫
 ヲ超過セルニヨル。

輸入ニ付キテハ中支ハ計畫ニ對シ四四%ナルカ、之ハ中支期待物
 資中金額最大ナル棉花ガ成績不良(計畫ニ對シ三七%)ナリシ爲
 ニシテ鐵屑石、植物油脂原料等ハ計畫以上ノ好成績ヲ收メタリ。

□ 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

九月上旬交易協議會ニ於テ十九年度交易計畫策定事務要領ヲ決定
 シ、之ニ基キ各關係廳ヨリ十月末日迄ニ資料ヲ提出ノ豫定ナリ。
 尙第四部ニ於テ有力商社ニ付キ最近ノ商品事情ヲ調査シタルモ、
 調査成果ヲ取纏メツツアリ。
 交易價格調整計畫ニ關シテモ右ト同時平行的ニ進ムル豫定ナリ。

(II) 生活必需品資動員計畫

〔一〕 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

主要食糧ノ綜合需給計畫ニ關シテハ概ネ計畫通り進捗シツツアリ。日滿支子通ズル主要食糧ノ相互交流ニ付テハ本年三月二日閣議決定ノ相互交流計畫ニ基キ實施シアリシ處概ネ計畫通りノ實績ヲ擧ゲタリ。

生活必需品資ノ民需物資ノ民需配當ニ關シテハ農林省、商工省等ニ於テ計畫ニ基キ實施中ナリシ處概ネ計畫ノ八〇乃至九〇%ノ實績ヲ擧グルヲ得タリ。

〔二〕 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

昭和十九年度計畫ノ策定ニ關シテハ「昭和十九年度國家動員計畫策定ニ關スル件」ニ基キ昭和十八年十二月中旬迄ニ策定事務ヲ完了スベク「策定要領案」ヲ作成一應部内ノ打合せセリ。

(12) 醫藥品等需給計畫

一 昭和十八年度上半期ニ於ケル實施狀況

五月十八日醫藥品等需給計畫閣議決定後直ニ之ガ實施要領及第一
四半期暫定實施要領ヲ策定シテ實施上萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ
一方厚生省ニ於テハ戰力増強企業整備基本要綱ニヨル醫藥品製造
業整備ニ着手シ、現存日本醫藥品生産統制會社、日本醫藥品配給
統制會社其ノ他各統制機關ヲ解消シ新ニ統制會社令ニヨル強力ナ
ル醫藥品統制會社ノ設立ヲ計畫中ナリ。

尙上半期ニ於テハ概ネ七〇%程度ノ實績ヲ舉ゲタリ

二 昭和十九年度計畫ノ策定進捗狀況

昭和十九年度計畫ノ策定ニ關シテハ八月末閣議應答官ト策定要領
ニ付一應事務打合ヲ完了セリ

(13) 右三計畫ニ關聯スル重要懸案事項

一 昭和十八年度下半年期交易價格調整實施計畫策定ニ關スル件

(主要關係處) 商工省、農林省、大東亞省、外務省、陸軍省、

海軍省、內務省、大藏省、厚生省

(專案要旨) 昭和十九年八月末交易協議會一部幹事會ニ於テ

策定事務要領決定九月中ニ各自ヨリ企畫院第四

部へ資料提出アリタルモ下場物價ノ改訂ト步調

ヲ揃ヘル必要アリ

目下考究中

二 昭和十九年度交易價格調整計畫策定ニ關スル件

(主要關係處) 商工省、農林省、大東亞省、外務省、陸軍省、

海軍省、內務省、大藏省、厚生省

(專案要旨) 昭和十九年九月上旬交易協議會ニ於テ策定事務

要領決定

十一月廿日迄ニ各省ヨリ企畫院第四部へ資料提出ノ決定トナリ居レリ

三 日滿支食糧交流ニ關スル件

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、農林省、內務省、大東亞省

(專案要旨) 滿洲產大豆粕糧穀三品ノ配分

四 昭和十九年度ニ於ケル滿洲大豆粕輸入ニ關スル件

(主要關係廳) 滿洲國、農林省、內務省

(專案要旨) 昭和十八特産年度中ニ對日滿洲大豆粕輸出可能

見込數量ヲ決定シ之ヲ内外地ニ配分セントスル

セノナリ

四 作付轉換計畫ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、大藏省

(專案要旨) 桑園、果樹、煙草ノ食糧作物へノ轉換計畫ヲ行

ハントス

四 鐵安工場ヲメタノール工場へ轉換スルノ件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(專案要旨) メタノール製造増産ノ爲鐵安工場(日本水素小

名産工場)ノ既存鐵安設備ヲメタノール生産設

備ニ轉用セントス

四 農機具ノ計畫生産ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(專案要旨) 農機具ノ製造、配給計畫及製品物動計畫ヲ行ハ

ントスルセノナリ

四 生絲及繭短纖維取得區分ニ關スル件

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、農林省、商工省

(專案要旨) 一軍民需區分

二配給機構ノ設定

四 木材生産増産方策ニ關スル件

(主要關係廳) 厚生省、農林省、文部省、鐵道省、遞信省、大

藏省

(事案要旨) 昭和十八年度下期ニ於ケル木材増産實施方策ニ

關スル事項

ロ カゼイン増産ニ關スル件

(主要關係廳) 農林省、商工省

(事案要旨) 航空機用資材トシテノカゼインヲ増産セントス

リ タンニン材料非常増産対策ニ關スル件

(主要關係廳) 商工省、農林省

(事案要旨) 國産タンニン材料ノ増産

ロ 苧麻種子及纖維獻納運動ニ關スル件

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、商工省、農林省、文部省、内

務省

(事案要旨) 全國休閑地利用ニ依ル昭和十九年度苧麻栽培運

動並同纖維獻納ヲ計畫セントス

ロ グリセリン所産運動ニ關スル件

(主要關係廳) 商工省、陸軍省、海軍省

(事案要旨) 陸軍省、海軍省ニ關シテグリセリン増産遂行ヲ期セントス

ロ 國民戰時生活最底ニ關スル調整方策

(主要關係廳) 陸軍省、海軍省、厚生省、内務省、商工省、農

林省、大藏省

(事案要旨) 國民戰時生活ノ限度ニ關シテ調整方策ヲ爲サントス

乙 前項以外ノ企畫院所管事務概況

秘

企業整備関係事務(軍需省移管分)

(一) 戦力増強企業整備事務進捗状況

昭和二十一年八月二十五日

第一種工業部門
甲 號業種

商工省								所管省
8	7	6	5	4	3	2	1	業種名
綿スフ織物製造業	スフ製織業	人絹製造業	絹糸紡績業	紡毛紡績業	梳毛紡績業	スフ専紡績業	綿スフ紡績業	業種名
中央及地方							中央	取扱官廳
○	○	○	○	○	○	○	○	整備要領協議
○	○	○	○	○	○	○	○	示達済
七月二十九日	同右	同右	同右	同右	八月十八日	同右	八月五日	整備要領示達 示達月日
								備考

大蔵省	農林省							
1	6	5	4	3	2	1	17	
麥酒製造業	油脂製造業	グルタミン酸ソーダ製造業	精製糖業	蠶種製造業	繭短纖維製造業	機械製糸業	其ノ他ノ非鐵金屬加工業ノ内	(1) 鉛管鉛板製造業 (2) 減磨合金製造業
中 央	中央及地方	、	、	、	、	中 央	、	中 央
○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○
	八月十五日	九月十日					同右	八月十六日
	地方官へ示達 業者又ハ團體へ示達							

16	15	14	13	12	11	10	9
鐵鋼第二次製品製造業ノ内 鋳造業 鋳板製造業	研削材	研削砥石	耐火煉瓦製造業	織維雜品染色業	織物染色業	毛織物製造業	絹人絹織物製造業
、		、	中 央	、	、	、	中 央及地方
○		○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○
八月十九日		同右	八月十日	八月二十三日	八月十一日	同右	七月二十九日

乙 號業種

商工省									所管省
9	8	7	6	5	4	3	2	1	業種名
硫酸製造業	印刷業	製紙業	纖維第二次製品製造業	然糸製造業	反毛工業	綿漁網製造業	製紙パルプ製造業	油糸紡績業	業種名
中央	中央及地方	中央	,	,	中央及地方	,	,	中央	取扱官廳
○					○			○	整備要領 協議済
○					○			○	整備要領示達 示達済
十月十四日					十月十二日			十月九日	示達月日
									備考

商工省

18	14	13	12	11	10
合成樹脂製造業	セメント製品製造業ノ内 (1)高圧コンクリート製品製造業 (2)厚型スレト製造業 (3)木毛セメント板製造業	ゴム工業	寫真感光材料生産業	ア法曹達工業	硬化油製造業
・	・	・	・	・	中央
○			○		○
					○
					十月九日
近日中ニ示 達豫定			近日中ニ示 達豫定		

商工省

22	21	20	19	18	17	16
(2)硬鉛機器製造業 (1)故鉛精錬工業 其ノ他ノ非鐵金屬加工業ノ内	非鐵金屬歴延業	電線製造業	脂肪酸生産業	塗料製造業	石鹼製造業	合成樹脂加工業
・	・	中央	・	・	・	・
	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	
			十月九日	十月十一日	十月九日	
						近日中ニ示 達豫定

厚生省	大藏省	農林省											
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ニ	ホ	イ
1	1	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
醫藥品製造業	清酒製造業	木	糖	コ	商	畜	養	農	林	水	漁	畜	養
		中央及地方				地方	地方						中央
													七月一九月
○	○									○	○	○	
											○	○	
												八月十七日	

(註) イ、各所管省又ハ地方長官ニ於テ工場ニ付操業、保有、轉用及廢止ノ區分ヲ爲シテ整備ヲ指導勸奨スベキ業種
 ロ、各所管省又ハ地方長官ヨリ整備割合其ノ他ノ基本的事項ヲ示シテ整備ヲ指導勸奨スベキ業種

戦力増強企業整備ニ關スル處理經過

年月日	事	處理概要
一八、一、二三	綜合戦力増強計畫策定ニ關スル件	臨時生産増強委員會決定
一八、一、三〇	綜合戦力増強計畫策定資料調査要領	關係各廳打合
一八、二、末	各省調査資料提出	部局長會議決定
一八、三、六	産業整備計畫ニ關スル作業要領	統計局調査
一八、四、一五	各省提出調査資料ノ整理 工場(鞍山)調査原票及集計表ノ作製 軍需工場調査資料ノ作製	
自一八、三、三〇 至一八、五、二八	産業整備小委員會(第一回乃至第一四回)	
一八、五、三一	産業整備ニ關スル概要綱	臨時生産増強委員會決定
一八、六、一	戦力増強企業整備基本要綱	閣議決定

一八六二〇

第一種工業部門整理委員會ノ決定ニ關スル件

臨時生産増強委員會決定

一八六一八

戦力増強企業整備ニ關スル法案
戦力増強企業整備資金指置法

第八回帝國議會提案可
決

一八六一六

工場等轉用ニ關スル協議會ノ設置ニ關スル件
企業整備實施ニ關シ陸海軍省ト各省トノ交渉

臨時生産増強委員會決定
企業院ニ於テ連絡

自一八六三
至一八二〇

戦力増強企業整備小委員會(第一回乃至第一〇回)

一八七九

戦力増強企業整備實施進捗ニ關スル件

臨時生産増強委員會決定

一八七二六

第一種工業部門甲種整理委員會ノ決定ニ關スル
件

臨時生産増強委員會決定

一八七

昭和十八年七月地方長官經濟主務部長警務部長會
議(戦力増強企業整備關係資料)

臨時生産増強委員會決定

一八九一

戦力増強企業整備實施進捗ニ關スル件

戦力増強企業整備小委員
會(第九回)打合

一八二〇二五

保有工場又ハ保有設備廢止ニ關スル件

戦力増強企業整備小委員
會(第十回)打合

一八八以降

甲種整理委員會進捗狀況

一八八以降

乙種整理委員會進捗狀況

一八八以降

第二種工業部門整備ニ關スル件

一八八以降

第三種工業部門整備進捗狀況

一八八以降

工業部門以外整備進捗狀況

(三) 航空機工業ノ生産性昂揚ニ關スル整備要綱

(第一種工業部航空機工業會決定案) 一八、二〇、二〇

第一方 針

一 米英戦力ヲ壓倒殲滅スヘキ直接戦力就中航空戦力ノ躍進的増強ヲ至短期間ニ急速實施スヘキ戰爭遂行上ノ要請ニ基キ航空機工業(航空機關係兵器工業ニ付テハ別途措置ス)ノ全體的生产性ヲ最大限ニ昂揚スル爲左ノ構想ノ下ニ之カ整備ヲ迅速且適確ニ企發實行スルモトス

- (一) 國內現有總力ヲ動員活用シ航空機生産機構ヲ躍進的ニ充實ス
- (二) 企業系列ヲ整調強化シ高度技術化及多量生産方式ノ徹底強化ニ關スル素地ヲ確立ス
- (三) 前二點ニ關聯シ防空、産業立地其、他ノ要請ニ即應シ企業ノ配

置等ヲ規制ス

二 前項、整備ニ當リテハ左ノ各號、必成テ前提トシテ之ヲ企畫實施スルモノトス

(一) 生産命令制ニ因ル責任生産ノ實施

之ニ伴ヒ生産分野ノ劃定、各級工場ノ專門生産化ヲ具現ス

(二) 施設ノ全的活用

之ニ伴ヒ技術力及勞務ノ最大能率發揮ヲ期スルト共ニ各級工場ヲシテ全面的ニ晝夜作業ニ移行セシム

三 生産増強ノ中心的原動力ヲナスモノハ究極ニ於テ人ノ力特ニ精神

力ナルニ在リ形式的ナル獲得上ノ整備ノミニ偏スルコトナク本整備ヲ通シテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルニ遺憾ナキヲ期シ以テ心物兩方面ニ於ケル綜合戰力ノ急速増強ヲ遂ゲ完勝態勢ヲ確立スルモノトス

註 航空機工業及其ノ關聯工業ノ範圍ハ附表ニ掲クル所ニ依ル

本要綱ハ航空機工業中航空關係兵器工業ヲ除キタルモノヲ對象トシ爾餘ノモノノ整備ニ付テハ別途措置ス

第二 要 領

一 本要綱ニ於テ發注工場、協力工場、外注工場及系列外工場ト稱スルハ夫々左ニ掲グルモノヲ謂フ

(イ) 發注工場 單位生産系列ノ基本工場タルヘキモノニシテ協力

工場等ニ對シ發注及之ニ伴フ援助、斡旋、指導等ヲナスモノトシ、指定セルモノヲ指定發注工場トナス

(ロ) 協力工場

發注工場ヨリノ發注ニ基キ資材、勞務、資金、技術等ニ關シ其ノ支給又ハ援助、斡旋、指導等ヲ受ケテ部分品又ハ附屬品ノ製造又ハ加工ヲナスモノ

ハ 外注工場

トシ、指定セルモノヲ指定協力工場トナス
發注工場又ハ協力工場ヨリ受注セルモノ夫レ自體獨
立ノ實ヲ具フルモノトシ指定セルモノヲ指定外注
工場トナス

ニ 系列外工場

發注工場又ハ協力工場ト定當的協力關係ニ在ラサ
ルモノニシテ外注工場タラサルモノトス

企業系列ノ整調強化ニ關シテハ數種ノ製品ノ製造又ハ加工ヲ爲ス工
場ハ別ニ定ムル區分ニ依リ之ヲ數個ノ工場ト看做ス

註 陸海軍工廠ハ原則トシテ發注工場ト見做スベキモ其ノ性質上

民間工場ト同一ニ取扱フヲ適當トセザル場合ニハ發注官廳トシ
テ取扱フモノトス

二 生産機構ノ充實

ハ 航空機生産ノ現有施設ヲ綜合的ニ檢討シ其ノ最大能率ノ發揮ヲ

基礎トシテ生産急速増強ノ要請ニ適合スル如ク發注工場ノ能力ヲ
充實擴充スルト共ニ協力工場其ノ他ノ能力ニ付テモ企業系列ノ整
調強化ト照應シテ之ヲ擴充ス

ハ 各級工場ノ能力ノ擴充強化ニ關シテハ一定計畫ノ下ニ左ニ揚グ
ル措置ヲ講ズ

イ、企業ノ合同、經營ノ變託又ハ施設ノ使用

ロ、施設設備ノ新設、擴張又ハ譲渡

ハ、設備資材ノ融通利用

ニ、技術ノ交流

ハ 前項措置ノ實現ニ關シテハ航空機工業及關聯工業ノ外廣ク工業
ノ各分野ニ亘リ工場ノ轉用ヲ行フモノトシ設備等ニ工作機械ニ
付テハ航空機工業ヲ最重要トスル強力ナル動員ノ移讓ヲ斷行ス

ハ 生産増強ノ究極的原動力タル勞務者ノ誘致指導及勞務管理ニ關

シテ万全ヲ圖ル爲各企業體ニ強力ナル勞務管理機構ヲ整備セシム
ルト共ニ厚生施設、充實ニ關シ必要ナル方途ヲ講ズ

三 企業系列、整調強化

(一) 企業系列、整調強化ニ關シテハ發注工場ヲ根軸トシテ協力工場
ハ之ヲ專屬セシムルヲ原則トス

(二) 發注工場中左ノ條件ヲ具備シ單位生産系列、基本工場トシテ實
任生産ヲ擔當セシムルト共ニ一定ノ義務ヲ賦課スルヲ適當トスル
モノヲ指定發注工場トシテ主務大臣ヨリ指定ス

(三) 模範的製品ヲ生産シ得ルコト

(四) 設計、試作、改修ニ關スル能力ヲ有スルコト

(五) 指定發注工場ト定常的協力關係ニ在ル各級ノ協力工場中ヨリ發
注工場ヲ中心トシテ組織スル協力組織體、構成員トシテ適格ナル
モノヲ指定協力工場トシテ指定發注工場ヨリ指定ス

指定協力工場、指定ハ當該工場ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スヲ原則トス
ルモ相手工場、同意ヲ得難キトキ其ノ他必要アル場合ハ主務大臣
又ハ其ノ指定スル官廳（以下主務官廳ト略稱ス）ヨリ協力工場ノ指
定ニ關シ關係工場ニ對シ指令スルコトアルモノトス

指定發注工場カ協力工場ノ指定又ハ指定ノ取消ヲナスニ當リテハ
豫メ主務大臣又ハ主務官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

(四) 第一次指定協力工場ニ於テ當該工場ト直接協力關係ニアル協力
工場ノ指定又ハ指定ノ取消ヲナスニ當リテハ指定發注工場カ第一
次協力工場ヲ指定スル前記(三)ノ要領ニ準スルモノトシ、第二次以
下ノ協力工場、場合ニ於テモ亦同ジ

指定スヘキ協力工場ハ原則トシテ第三次協力工場迄トス
(四) 指定協力工場、作費範圍ハ協力關係ニアル指定發注工場又ハ上
位ノ指定協力工場ヨリ、受注ニ之ヲ限定スルヲ原則トスルモ過渡

的ニ又ハ定常的ニ一定比率ノ下ニ他工場ヨリノ受注ヲモ爲シ得ル
モノトス

前項ニ依ル他工場ヨリノ受注ヲナスニ當リテハ後ノ發注工場又ハ
上位協力工場ノ承認ヲ受クルモノトス

(丙) 指定發注工場又ハ指定協力工場ト定常的受注關係ニ在ル外注工
場ニシテ(イ)ノ協力組織體ノ常員トシテ總格ナルモノヲ(イ)又ハ(四)
ニ準ジ指定外注工場トシテ指定ス

指定外注工場ノ作業範圍ハ之ト定常的受注關係ニ在ル各工場ニ付
一定比率ノ下ニ之ヲ定ムルヲ原則トス

(四) 主務大臣ノ指導監督ノ下ニ指定發注工場ヲ中心トシ其ノ下ニ
在ル總テノ指定協力工場(第二次以下共)及指定外注工場ヲ合體
シテ協力組織體ヲ結成セシメ、意思ノ疎通、作業ノ有機的運籌、
共同ノ研究調査及相互融和等、徹底強化ヲ圖リ以テ心物兩方面ヨ

リスル綜合的生產性ノ昂揚ニ資セシム

前項ノ協力組織體ハ業種業態ニ應シ關係密接ナル數個ノ指定發注
工場竝ニ其ノ傘下ノ指定協力工場及指定外注工場ヲ以テ結成スル
コトアルモノトス

(四) 指定發注工場ヲ中心トスル協力組織體參加工場以外ノ工場ニ付
テハ左ノ各號ニ依リ整備ス

イ、指定外發注工場ハ極力指導ヲ行ヒテ指定シ得ル機取計ヲカ又
ハ他ノ指定發注工場ノ指定協力工場又ハ指定外注工場タラシム
ルコト

ロ、指定外協力工場、指定外外注工場又ハ系列外工場ニ付テハ技
術指導若ハ設備擴充等ニ依リ又ハ統合若ハ共同シテ協力關係ヲ
強化スル方法ヲ講ジ指定工場タラシムル如ク措置スルコト

ハ、指定外外注工場ニシテ特定工場ト定常的外注關係ニ在ラザル

特殊ノモノニ付テハ前各號ニ拘ラズ別個ニ處理スルコト

註 軍作業廳等ニ於ケル地方統制工業ノ利用ニ關シテハ別途

措置スルモノトス

四 指定發注工場、指定協力工場及指定外注工場ノ統制並ニ其ノ責任

〔一〕 指定發注工場相互、連繫關係並ニ其ノ外注工場又ハ系列外工場

ノ利用關係特ニ左ニ掲グル事項、統制ハ主務大臣ニ於テ之ヲ爲ス

モ、トス

イ 完成工場相互、連繫

ロ 完成工場ト部品工場ト、連繫

ハ 發注工場、外注工場又ハ系列外工場、利用關係

ニ 設備資材、融通利用

ホ 技術、交流

〔二〕 發注官廳ハ指定發注工場ニ於テ生産第一主義、下ニ其ノ傘下ノ

指定協力工場又ハ指定外注工場ノ全能力ヲ常ニ發揮セシメ得ル如キ發注ヲ爲シ得ル様發注ノ時期及量ノ量等ニ關シ十分ニシテ且進切ナル注意ヲ拂フモノトス

發注官廳ニ於ケル發注ノ變更、減少又ハ原材料交付不十分等ニ基キ指定發注工場ニ損失ヲ與ヘ又ハ與フル虞アル場合ハ適正ナル賠償ヲナスノ制度ヲ確立ス

〔三〕 指定發注工場ハ概ネ左ノ範圍ニ於テ指定協力工場ニ對シ法令上ノ責任ヲ負フモノトス

(1) 一定期間ノ發注量ノ最少限ヲ保證スルト共ニ之ニ違セザル場合ニ於テハ補償的措置ヲ講ズルコト

(2) 發注ニ基ク原材料ヲ支給スルコト

(3) 指定協力工場(第二次以下共)ニ於テ必要トスル勞務者ヲ集計シテ、主務官廳等ニ提出シ之カ充足ニ關シ援助幹旋シ、又緊

急ノ所要アルトキハ自工場所屬ノ勞務者ヲ指定協力工場ニ派遣スルコト

(4) 指定協力工場（第二次以下共）ニ於テ必要トスル資材、（同）資材共ニ動力及資金ニ關シ援助斡旋スルコト

(5) 指定協力工場ニ對シ技術指導ヲナスコト

(6) 其ノ他主務官廳ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定事項ヲ遵守履行スルコト

指定發注工場ノ指定外注工場ニ對スル責任ニ付テハ主務官廳ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定ニ依ル

指定發注工場ハ主務官廳ノ指示スルトコロニ依リ第二次以下ノ指定協力工場又ハ指定外注工場ニ對シテモ包括的ニ責任ヲ負フモノトス

(四) 指定發注工場ノ屬スル企業体ハ軍需會社トシテ指定シ其ノ代表者

又ハ工務局ニハ公的責任ヲ負理ス

(四) 指定協力工場ハ總本左ノ範圍ニ於テ協力關係ニアル指定發注工場又ハ上位ノ指定協力工場ニ對シ法令上ノ責任ヲ負フモノトス

(1) 所定ノ利用率ノ範圍内ニ於テ發注工場又ハ上位協力工場ノ發注ヲ受理スルコト

(2) 他ノ協力工場、外注工場又ハ系列外工場トノ關係ニ付テハ發注工場又ハ上位協力工場ノ統制ニ從フコト

(3) 發注工場又ハ上位協力工場ノ要請ニ依リ設備ノ保持、改良及擴充又ハ技術者、勞務者ノ補充ヲ行フコト

(4) 發注工場又ハ上位協力工場ヨリノ技術指導ニ服スルコト

(5) 其ノ他主務官廳ヨリノ指示ニ基キ發注工場又ハ上位協力工場ヨリノ要請又ハ特別ノ指定事項ヲ遵守履行スルコト

指定外注工場ノ指定發注工場又ハ指定協力工場ニ對スル責任ニ付

テハ主務官廳ヨリノ指令事項又ハ特別ノ協定ニ依ル

(六) 上位ノ指定協力工場カ下位ノ指定協力工場ニ對シテ負フ責任ハ指定發注工場カ指定協力工場ニ對シテ負フ責任ニ準ズルモノトス
工場立地ノ規制

(一) 防空、防空其ノ他ノ産業立地上ノ要請ニ即應シ指定發注工場ニ對シテハ既設設備ノ擴張又ハ新設ノ地段的規正ヲ行フト共ニ工場分散ニシテ必要ニ應ジ法的措置ヲ圖ル

(二) 協力工場、外注工場其ノ地ノ利用工場ニ對シテハ指定發注工場ノ近接地域ニ集メスル如ク措置シ、概ネ左ノ四地區ヲ指定シ地地ニ對シテ利用工場ノ停出スルヲ極力規制スルモノトス

- 東 部 地 區 (東京中心)
- 中 部 地 區 (名古屋中心)
- 西 部 地 區 (大阪中心)

九 州 地 區

六 法 令 ニ 關 ス ル 特 異

(一) 各級工場ノ能力ノ擴充増進ニ關シテハ現行法令ヲ最大限ニ活用スルノ外要スレバ國家總動員法ニ依ル勅令ヲ制定ス

(二) 企業系列ノ整頓強化及之ニ伴フ各級工場ノ責任ニ關シテハ概ネ官廳會社法ヲ活用ス

(三) 工場立地ノ地段的規制ニ關シテハ現行法令ノ運用ニ依ルノ外要スレバ新設立法ヲ考慮ス

備 考

(一) 企業系列ノ整頓強化ニ伴フ各級工場ノ責任ト其ノ所關スル他ノ統制會ニ因ル責任トノ重複關係ニ付必要ナル調整ヲ爲スコト

(二) 指定發注工場及指定協力工場及指定外注工場ノ全部ニ付國民徵用ヲ實施シ得ル如クスルト共ニ勞務者ノ移動防止ヲ爲シ得ル如ク

措置スルコト

極秘

別表

航空機工業及其、關聯工業、範圍

一、航空機工業

(一) 機體

- 1、機體主要部
- 2、降着装置
- 3、車輪
- 4、タイヤ
- 5、發射聯動機
- 6、可撓機
- 7、電氣部品
- 8、バッキング
- 9、滑空機
- 10、關聯器材

(二) 發動機

- 1、發動機主要部
- 2、氣化器
- 3、活塞環
- 4、發電機
- 5、點火栓
- 6、電纜
- 7、慣性始動機
- 8、中空弁
- 9、排氣管
- 10、關聯器材

(三) プロペラー

- 1、プロペラー
- 2、部品

(四) 専門部品

- 1、球軸受
- 2、パネ
- 3、ボルトナット
- 4、ベロー
- 5、冷却器
- 6、唧筒

(五) 装備品

- 1、通信兵器
- 2、計器
- 3、電気兵器
- 4、光學兵器
- 5、航空偵察兵器

(六) 航空機関係兵器

- 1、射撃兵器
- 2、爆撃兵器
- 3、雷撃兵器
- 4、火工兵器
- 5、發着兵器
- 6、基地兵器
- 7、右關係部品及其他航空機ニ關
聯アル兵器

關聯工業

(一) 航空機關係素材工業

(イ) 鐵鋼關係

- 1、普通鋼々材（銅板、型鋼、鋼管、線材）
- 2、特殊鋼
- 3、鑄鋼鑄鐵

(ロ) 非鐵金屬關係

- 1、アルミニウム
- 2、マグネシウム
- 3、輕合金材
- 4、銅合金材
- 5、輕合金鑄物
- 6、輕合金鍛造

(ハ) 非金屬關係

- 1、合成ゴム
- 2、塗料
- 3、合成樹脂
- 4、硝子
- 5、加工木材
- 6、羽布

(ニ) 航空機工業用機械

- 1、工作機械
- 2、精密測定機及試驗器
- 3、工具
- 4、研削材

極秘

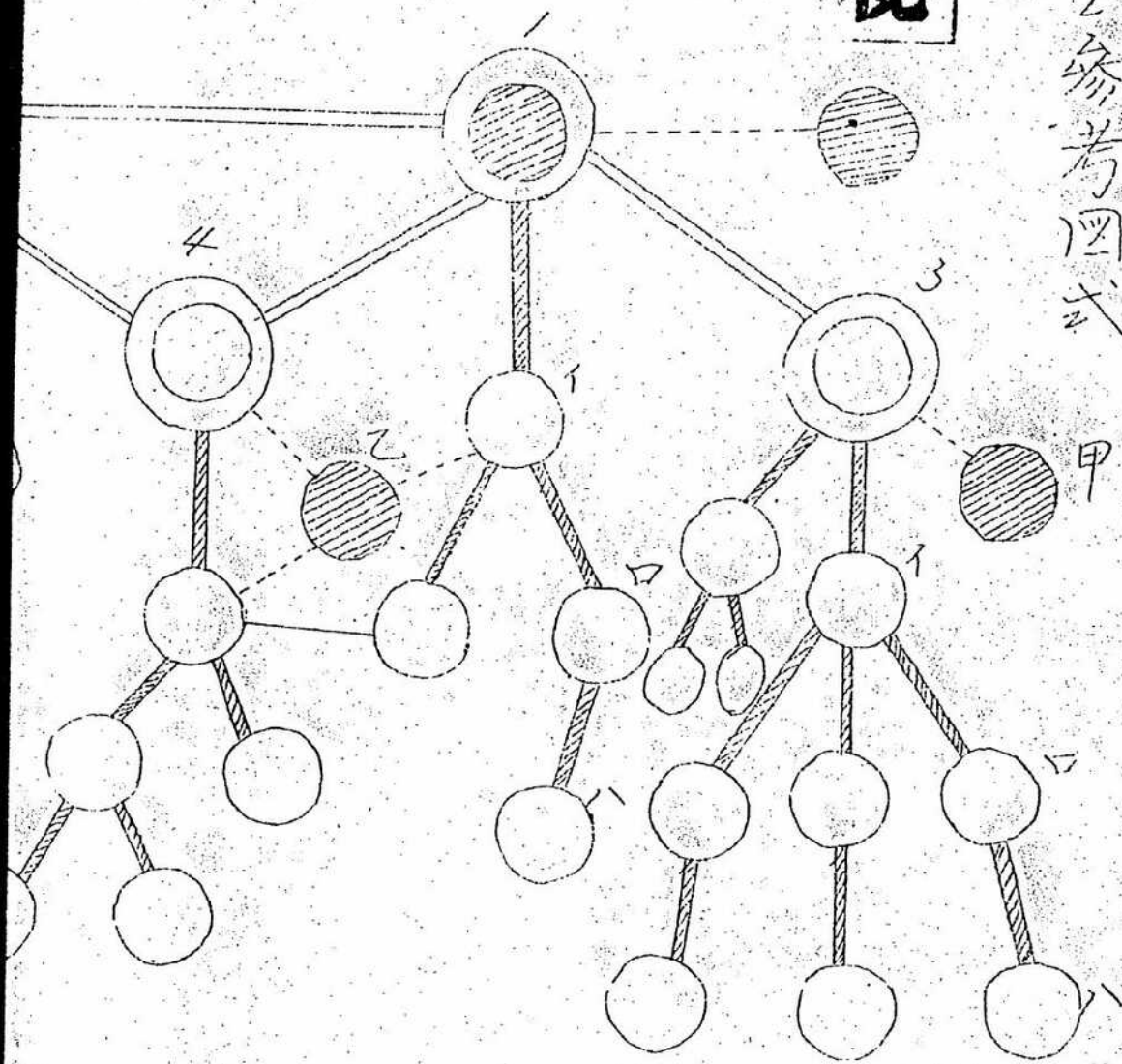
企業系列參考

- 1、發注工場ハ完成工場ト部品工場トニ區分シ得ラルベシ
- (1) 完成工場 左、各號ニ據グルモノヲ謂フ
飛行機ノ製造工場
飛行機ノ組立工場
機體ノ製造工場
發動機ノ製造工場
プロペラノ製造工場
- (2) 部品工場 航空機ノ部分品、附屬品又ハ原材料ノ製造又ハ加工工場ニシテ單位生産系列ノ基本工場タルベキモノヲ謂フ
部品工場ニ左ノ三ニ分アリ
專門部品工場 數種ノ完成工場ニ共通シ得ル部品又ハ附屬品ニシテ專門化セラレタルモノノ

- 5、産業機械（水壓機、槓機、壓延機、鍍金及機械プレス等）
- 6、電氣機械（電動機）
- (三) 航空燃料製造業及同關聯工業
- (四) 航空潤滑油製造業及同關聯工業
- (五) 耐爆劑及同關聯工業



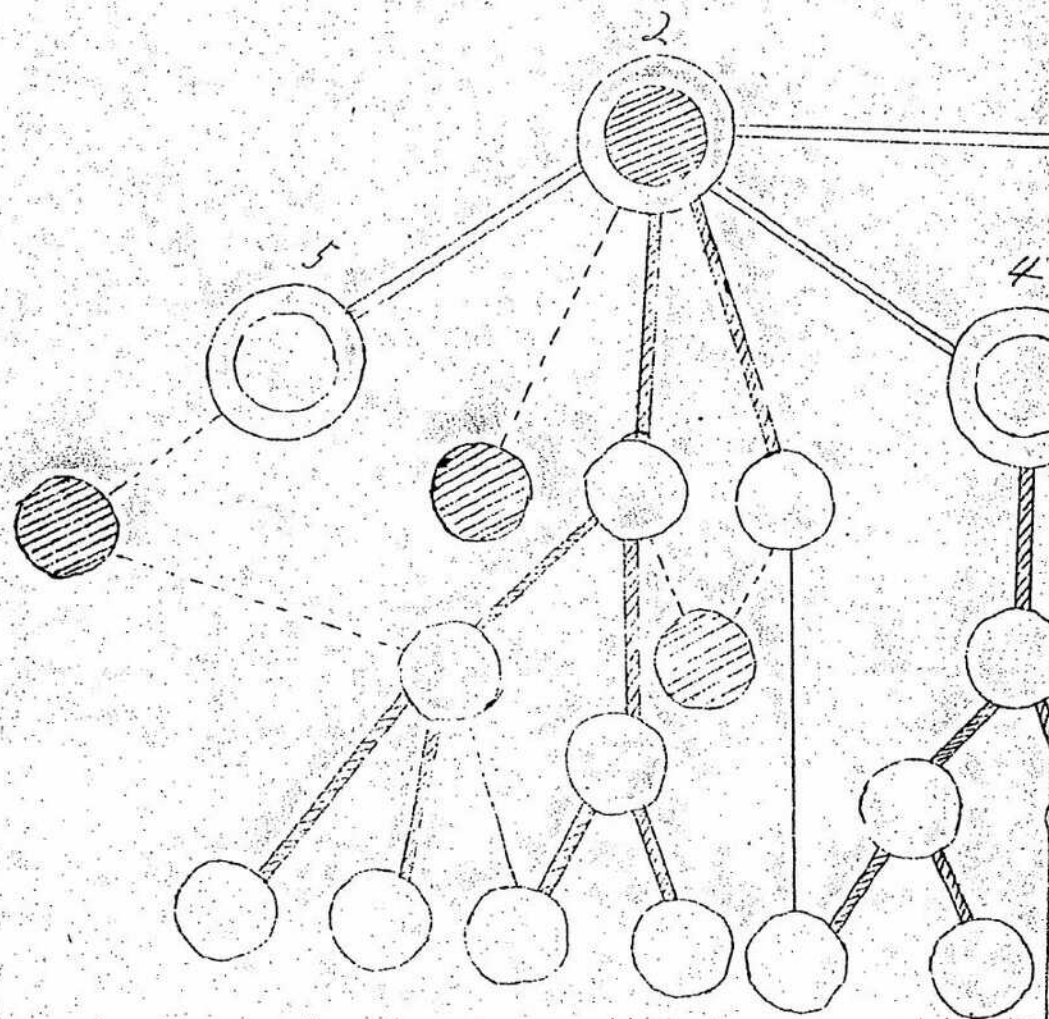
2 參考圖式



注発 (場工成完) 場工注発 註
 注外 係関力協 係関繋連

限定部品工場
 専門作業工場

製造又ハ加工ヲ爲スモノ
 特定ノ完成工場ニ限定セララル部品又
 ハ附属品ノ製造又ハ加工ヲ爲スモノ
 特定ノ作業ヲ専門的ニ加工スルモノ



(場工品部)場工注発 ◎
 場工注外 ◎
 係関注外 --- 係関用利 --- 係

極秘

第二種工業部門協議會（第八回）概要

一 日時場所

昭和十八年十月二十日（水）午後一時半
於企畫院第七會議室

二 參集範圍

企畫院 關係官

內務省

（警保局）北村經濟保安課長（地方局）柴田事務官

大藏省

（總務局）內田企業整備課長、會田事務官、佐々木

事務官

陸軍省

（軍務局）村中少佐、（整備局）重野中佐、

（航空本部）長尾少佐

海軍省

（兵備局）安藤中尉、（艦政本部）惣野中佐

橋少佐他

農林省

（總務局）田中技師

商工省

(企業局) 小笠原備課長、松尾事務官、(機械局) 玉

置機政課長、菊池事務官、旗崎技師

逓信省

(航空局) 河上航空官

厚生省

(勸業局) 木田理事官

協議概要

(一)

「航空機工業ノ生産性増進ニ關スル整備要綱(案)」ニ付企畫院ヨリ説明シ質疑應答ノ上若干修正ヲ加ヘ本協議會トシテハ別紙ノ通決定シ軍需省ニ引續グコトトセリ、協議内容中特ニ本要綱ノ對象範圍ニ付其ノ概要左ノ如シ

(1)

本協議會ニ於テ一應概定セル「航空機工業及其ノ關聯工業ノ範圍」中「航空機關係兵器」ヲ「裝備品」ト「航空機關係兵器」トニ分チ航空機工業中機體、發動機、プロペラー、専門部品、裝備品ヲ對象範圍トスルコトトス

(2)

「航空機關係兵器」モ之ヲ對象範圍ニ入レテハ如何トノ意見アリタルモ結局若干事情ヲ異ニスルヲ以テ別途ニ措置スルコトトシ但シ關係兵器、航空機工業用機械等特ニ企業系列ノ整調強化上急速處理ヲ要スルモノニ付テハ本要綱ノ具現ニ遲レザル如ク並行措置ヲ期待スルコトトス

(3)

「専門部品」中特ニ「球軸受」ノ如キハ航空機關係ノモノノ觀點ヨリ處理スルハ問題ナルヲ以テ取扱上留意スルコトトシ商工省側發言アリタルモ陸海軍ヨリハ航空機關係トシテ企業整備ヲ要ストノ意見開陳アリタリ

(4)

本協議會トシテハ本日ヲ以テ打切ルコトトシ本協議會決定案トシテ軍需省ニ引續グコトトス

(2)

(一) 國家總動員法關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内閣移管分）
（一） 臺灣水産統制令中改正ノ件

本件ハ折務省官制ノ廢止ニ伴フ南日本漁業統制株式會社ノ一定地
域ニ於ケル業務ノ監督官廳ニ關スル改正ニシテ、企畫院廢止迄ニ
處理スル暇ナカリシモノナリ。因ミニ本件主要關係廳ハ内務省ナ
リ

(3) 國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項（内務省移管分）

(一) 農工調和ニ關スル件

本件ハ工場立地ノ劃期的進展ニ伴ヒ農工相互ノ生産増強ヲ目的ニ土地、住宅、勞務供給、生活必需物資配給等ノ諸點ニ付適正ニ調整スルコトヲ目的トスルモノニシテ、主要關係廳ハ内務省、農林省、商工省、厚生省等ナリ。

(二) 國土計畫法制定ニ關スル件

本件ハ國土計畫「中央、地方計畫」ノ設定ニ伴ヒ土地ノ利用統制、重要施設ノ統制ヲ行フ爲必要ナル法的基礎ノ整備ヲ爲サントスルモノニシテ、企畫院廢止迄ニ解決シ能ハサルモノニテ、今後ノ國土計畫所管廳ニ於テ當然考慮スベキ案件ナルベシ。因ミニ主要關係廳ハ内務省ナリ。

(三) 中央計畫設定ニ關スル件

本件ハ皇國內外地ヲ對象トシ、綜合的觀點ニ基キ人口及産業、電

力、交通、教育、文化等ノ諸施設並ニ都市等ノ配置ニ關スル十五ヶ年計畫ノ設定ヲ期スルモノニシテ、素案ハ既ニ企畫院內會議ニ正式提議シ諒解ヲ受クル程度ニ處理ヲ了シタルモ、今後ハ國土計畫關係事務主管廳ニ於テ處理スベキモノナリ。

本件ノ關係雖ハ殆ンド各省ニ渉ル。

(四) 特ニ注意ヲ要スル事項

- (1) 工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置
- (一) 昭和十七年六月二日閣議決定ニ係ル「工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置」ニ基ク工業規制地域ニ於ケル一定工場ノ新設、擴充ニ付テハ協議ハ、今後國土計畫ヲ主管スベキ官廳及關係官廳間ニ於テモ引續キ實施スルヲ要スベシ
- (二) 右閣議決定ニ依リ定メラレタル工業建設候補地及配置セラレバキ工業ノ種類ニ付テハ昭和十七年六月國土計畫勅諭ニ依リ新聞記事ノ掲載ヲ禁止セラレ居ル所本件ハ引續キ禁止ヲ

繼續スルヲ要スベシ

(四) 學校規制地域ニ關スル暫定措置

本院次長及内務、文部、逓信ノ各次官申合セテ、昭和十八年二月一日ヨリ實施中ノ本件ニ基ク協議ハ、今後トモ、國土計畫主管官廳及關係官廳間ニ於テ繼續實施スルヲ要スベシ

内閣中書省

昭和十八年十一月一日

内閣書記官長

法制局長官殿

今般企... 止ニ付從前企... 宛ニ於テ所掌セル事務中引續キ作業...
ヲ受スル... 乃至其ノ... 企...
局... 紙ノ... 依リ... 致ビ候

内閣府中書省四二二二

昭和十八年十一月一日

内閣書記官長

法制局長官殿

今般企業院廢止ニ付從前企業院ニ於テ所掌セル事務中引續キ作業
トスル重要關係事項其ノ處理經過企業院ヨリ送付セ之旨候
職責局所管ノ分別紙ノ付ニ付命ニ依リ同付ニ及ビ候

寫

Vertical columns of handwritten Japanese text, likely a transcription or record, starting with the character '寫' in a red seal at the top.

Vertical columns of handwritten Japanese text on the right page, continuing the transcription or record.

昭和十八年十月二十八日現在

企畫院移管業務概況説明書（傳）

企
畫
院

企 畫 誌

企畫誌 経営學部 庶務課 庶務課 (誌)

昭和十八年十月二十八日 財

(備 考)

本説明書ニ於テハ、本院所管事務中常務的事項ハ都合ニ依リ之ヲ省略シ、専ラ企畫院廢止後引繼官廳ニ於テ作業繼續ヲ要スル重要懸案事項乃至其ノ處理經過及実績ノミヲ輯録シタリ。

以至其ノ國庫繰出ノ實績ノシテ脚邊ニヨリ。
 之ヲ專ク金匱測勘ノ上ニ於テ繰出官廳ニ於テ計業繰出ヲ要スル重要懸案肆與
 本館即指ニ於テハ、本館但管繰出中當繰出肆與ハ相合ニ於リシテ實部
 (前 卷)

目 次

- (3) 國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項(内務省移管分)
 - (一) 農工調和ニ關スル件
 - (二) 國土計畫法制定ニ關スル件
 - (三) 中央計畫設定ニ關スル件
 - (四) 特ニ注意ヲ要スル事項

- (四) 併ニ出意ヲ要スル事
- (三) 中央情報強要ニ關スル件
- (二) 國土情報強要ニ關スル件
- (一) 農工關係ニ關スル件
- (8) 國土情報強要ニ關スル件

(3) 國土計畫關係事務ニ於ケル重要懸案事項(内務省移管分)

- (一) 農工調和ニ關スル件

本件ハ工場立地ノ劃期的進展ニ伴ヒ農工相互ノ生産增強ヲ用途ニ土地、住宅、勞務需給、生活必需物資配給等ノ諸點ニ付適正ニ調整スルコトヲ目的トスルモノニシテ、主要關係廳ハ内務省、農林省、商工省、厚生省等ナリ。
- (二) 國土計畫法制定ニ關スル件

本件ハ國土計畫「中央、地方計畫」ノ設定ニ伴ヒ土地ノ利用統制、重要施設ノ統制ヲ行フ爲必要ナル法的基礎ノ整備ヲ爲サントスルモノニシテ、企畫院廢止迄ニ解決シ能ハザルモノニテ、今後ノ國土計畫所管廳ニ於テ當然考慮スベキ案件ナルベシ。因ミニ主要關係廳ハ内務省ナリ。
- (三) 中央計畫設定ニ關スル件

本件ハ皇國內外地ヲ對象トシ、綜合的觀點ニ基キ人口及産業、電

力、交通、教育、文化等ノ諸施設並ニ都市等ノ配置ニ關スル十五ヶ年計畫ノ設定ヲ期スルモノニシテ、素案ハ既ニ企畫院內會議ニ正式提議シ諒解ヲ受クル程度ニ處理ヲ了シタルモ、今後ハ國土計畫關係事務主管廳ニ於テ處理スベキモノナリ。

本件ノ關係廳ハ殆ンド各省ニ渉ル。

(四) 特ニ注意ヲ要スル事項

- (イ) 工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置
- (一) 昭和十七年六月二日閣議決定ニ係ル「工業規制地域及工業建設地域ニ關スル暫定措置」ニ基ク工業規制地域ニ於ケル一定工場ノ新設、擴充ニ付テノ協議ハ、今後國土計畫ヲ主管スベキ官廳及關係官廳間ニ於テモ引續キ實施スルヲ要スベシ
- (二) 右閣議決定ニ依リ定メラレタル工業建設候補地及配置セラレベキ工業ノ種類ニ付テハ昭和十七年六月國家總動員示達ニ依リ新聞記事ノ掲載ヲ禁止セラレ居ル所本件ハ引續キ禁止ヲ

繼續スルヲ要スベシ

(ロ) 學校規制地域ニ關スル暫定措置

本院次長及內務、文部、逓信ノ各次官申合セテ、昭和十八年二月一日ヨリ實施中ノ本件ニ基ク協議ハ、今後トモ、國土計畫主管官廳及關係廳間ニ於テ繼續實施スルヲ要スベシ

總力戰研究 第八號

昭和十八年十月二十一日

極秘

總力戰研究所長 村上啓作

内閣總理大臣 東條英機 殿

總力戰研究所停止ニ關スル閣議決定ニ基ク措置要綱並停止
期間中ニ於ケル總力戰研究所ノ事業及人員整備要綱ニ關スル件

標記要綱別紙ノ通御決定相成様致慮此段上申ニ及ヒ候